

施策目標個票

(国土交通省30-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的、総合的なバリアフリー化等を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要な業績指標である指標15①②⑤(i)及び16③については、着実に進捗しているものの、目標年度においては目標値を下回ることが予想され、目標達成に近い実績を示していないが、N評定で判断できない2項目を除いた全14評価項目のうち8項目について目標年度において目標の達成の見込みがあり、相当の期間を要せずに目標達成が可能と考えられるため。</p>
	施策の分析	バリアフリー化については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。しかし、財政面等の点からバリアフリー施策の進捗が遅れている現状があるため、引き続き注視していきたい。
	次期目標等への反映の方向性	目標の達成に向けて、引き続き一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

業績指標	15 公共施設等のバリアフリー化率等	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	①特定道路におけるバリアフリー化率*	83%	85%	86%	88%	89%	89%	B	100%
	②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*	約91%	約91%	約92%	約93%	約95%	集計中	B	100%
	③ホームドアの整備駅数	583駅	615駅	665駅	686駅	725駅	783駅	A	800駅
	④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	約54%	55%	56%	58%	59%	集計中	A	約60%
	⑤都市公園における(i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所のバリアフリー化率								
	(i)	49%	49%	49%	51%	約51%	集計中	B	60%
	(ii)	44%	45%	46%	47%	約48%	集計中	B	60%
	(iii)	34%	34%	35%	35%	約35%	集計中	B	45%
	⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*	53.5%	56.1%	57.8%	60.5%	62.7%	集計中	A	約70%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	16 車両等のバリアフリー化率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度 (④は29年度)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	①鉄軌道車両のバリアフリー化率*	60%	62%	65.2%	67.7%	71.2%	集計中	A	約70%
	②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率*	43.9%	47%	50.1%	53.3%	56.4%	集計中	A	約70%
	③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*	3.9%	5.7%	5.9%	5.8%	5.9%	集計中	B	約25%

	④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*	1,699台	-	-	-	1,699台	集計中	N	約2,100台
	⑤福祉タクシーの導入数*	13,978台	14,644台	15,026台	15,128台	20,113台	集計中	A	約44,000台
	⑥旅客船のバリアフリー化率*	約29%	32.2%	36.6%	40.3%	43.8%	集計中	A	約50%
	⑦航空機のバリアフリー化率*	約93%	94.6%	96.3%	97.1%	97.8%	集計中	A	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*	初期値	実績値				評価	目標値	
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年		H30年	R2年
		41%	-	-	-	-	今後集計予定	N	61%
	暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考指標	参1 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値				評価	目標値	
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H30年度	R2年度
	①視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	93%	93.2%	93.6%	93.8%	94.3%	集計中	約100%	
	②障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合	80%	81.9%	83.0%	84.2%	85.2%	集計中	約100%	
	③不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14%(21年度)	16%	11%	10%	12%	集計中	30%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参2 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の高度のバリアフリー化率	初期値	実績値				評価	目標値	
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年		H30年	R2年
		10.7%	-	-	-	-	-		25%
	暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参3 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	初期値	実績値				評価	目標値		
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年		H30年	R2年	
	17%	-	-	-	-	-		28%	
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-			

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	当初予算(a)	55	62	59	58
予算の状況(百万円)					
補正予算(b)	0	0	0	-	
前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
合計(a+b+c)	55	62	59	58	
	<0>	<0>	<0>	<0>	
執行額(百万円)	46	51			
翌年度繰越額(百万円)	0	0			
不用額(百万円)	9	11			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	総合政策局 関係局:道路局、住宅局、都市局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 安心生活政策課 (課長:奈良 裕信)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---	--------	--------------------------------	----------	--------

業績指標 15

公共施設等のバリアフリー化率等 (①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 (i) 園路及び広場*、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*)

評 価	
① B ② B ③ A ④ A ⑤ (i) B (ii) B (iii) B ⑥ A	① 目標値：100% (令和2年度) 実績値：89% (平成30年度) 初期値：83% (平成25年度) ② 目標値：100% (令和2年度) 実績値：約95% (平成29年度) 初期値：約91% (平成25年度) ③ 目標値：800駅 (令和2年度) 実績値：725駅 (平成29年度) 783駅 (平成30年度) 初期値：583駅 (平成25年度) ④ 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：59% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：約54% (平成25年度) ⑤ (i) 園路及び広場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：約51% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：49% (平成25年度) (ii) 駐車場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：約48% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：44% (平成25年度) (iii) 便所 目標値：約45% (令和2年度) 実績値：約35% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：34% (平成25年度) ⑥ 目標値：約70% (令和2年度) 実績値：62.7% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：53.5% (平成25年度)

(指標の定義)

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路の割合。
 (注1) 特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの
- ②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)(注2)の1日当たり平均利用者数に占める、バリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をした一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合。

$$\text{段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合} = \frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数}}{\text{全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数}}$$
 ※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む
 (注2) 1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア（注3）が設置されている駅の数。

（注3）可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注4）の総ストック数のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注5）に適合するものの割合。

（注4）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物（注5）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝
建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数
÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設（注6）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注7）に適合した都市公園の割合。

（注6）バリアフリー法施行令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注7）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注8）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注9）に適合した路外駐車場の割合

（注8）駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場

（注9）移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）に定める整備目標を踏まえ設定。

②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すという目標を踏まえ設定（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。

③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア（注）の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針及び交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

（注）可動式ホーム柵含む

④移動等円滑化の促進に関する基本方針において定めている平成32年度までの目標値（約60%）を踏まえ設定している。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化する。

（外部要因）

②旅客施設の構造等

④経済状況等による新規建築物着工数など

（他の関係主体）

①⑤地方公共団体（事業主体）

②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

④地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）

⑥路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

・第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日）

バリアフリー化を推進する。（第2章2.）

・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）

より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）

・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）
・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）
・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
85%	86%	88%	89%	89%	

過去の実績値（②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
約91%	約92%	約93%	約95%	集計中	

過去の実績値（③ホームドアの整備駅数）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
615駅	665駅	686駅	725駅	783駅	

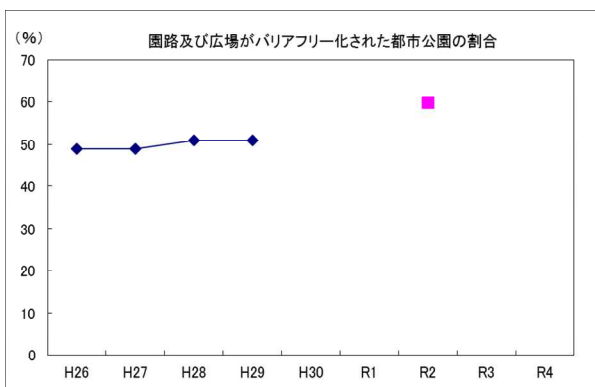
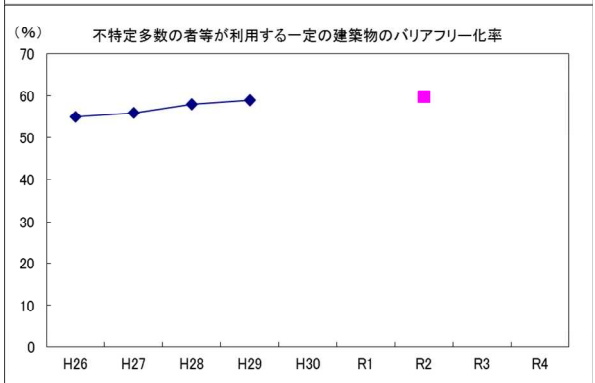
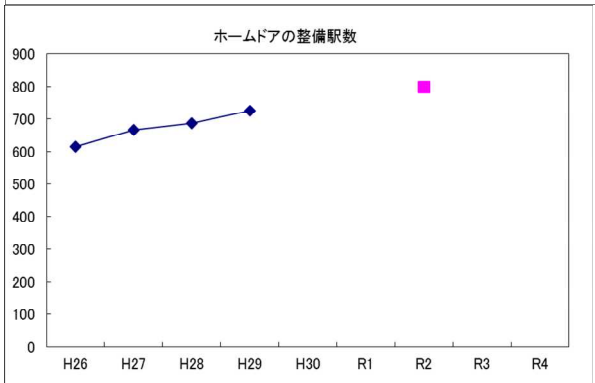
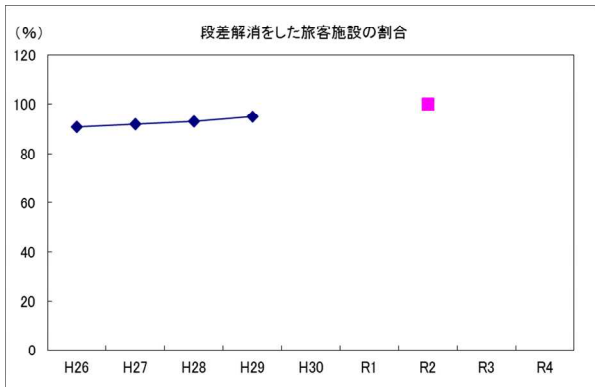
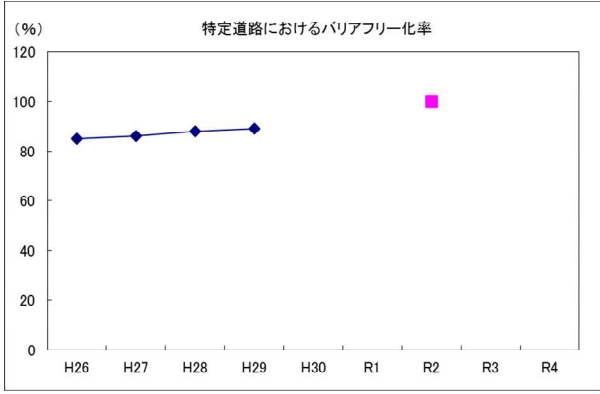
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
55%	56%	58%	59%	集計中	

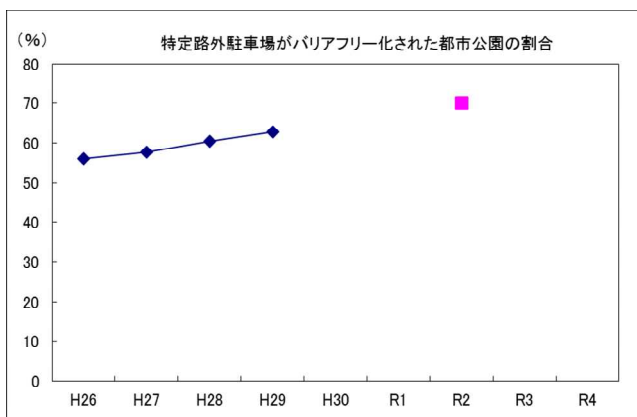
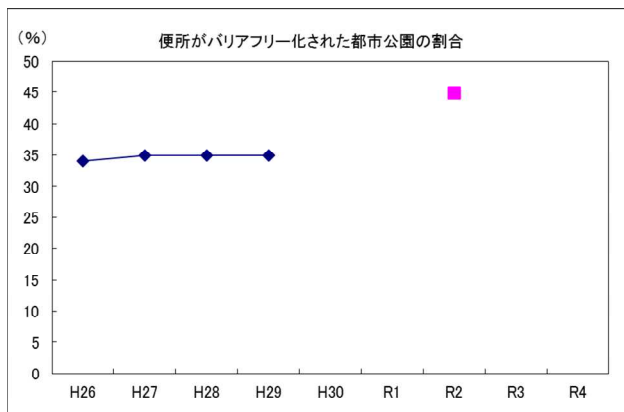
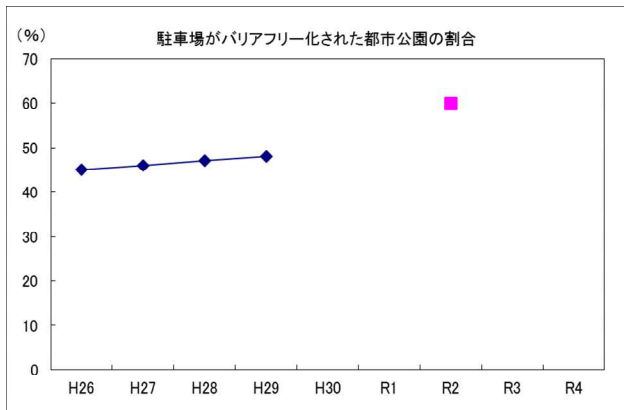
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（i）園路及び広場					
H26	H27	H28	H29	H30	
約49%	約49%	約51%	約51%	集計中	

過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（ii）駐車場					
H26	H27	H28	H29	H30	
約45%	約46%	約47%	約48%	集計中	

過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（iii）便所					
H26	H27	H28	H29	H30	
約34%	約35%	約35%	約35%	集計中	

過去の実績値（⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
56.1%	57.8%	60.5%	62.7%	集計中	





主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 16,662 億円（国費）及び防災・安全交付金 11,057 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）
16,677 億円（国費）及び防災・安全交付金 11,117 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 214億円の内数（平成29年度）

210億円の内数（平成30年度）

都市鉄道整備事業 41億円の内数（平成29年度）

46億円の内数（平成30年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 85億円の内数（平成29年度）

96億円の内数（平成30年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施（◎）

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8939億円（国費）の内数（平成29年度）

8885億円（国費）の内数（平成30年度）

（注） ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①特定道路におけるバリアフリー化率は平成29年度から平成30年度にかけて、15km/1,700km増加しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ②段差解消をした旅客施設の割合は平成25年度から平成29年度にかけて6.1%増加しており、おおむね目標に近い数値を示しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ③ホームドアの整備駅数は、平成25年度から平成29年度にかけて毎年度平均約35駅増加しており、この傾向が継続すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。
- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は平成26年度から平成29年度にかけて4%増加しており、順調に進捗している。
- ⑤園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率は平成26年度から平成29年度にかけてそれぞれ2ポイント、4ポイント、7ポイント増加しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、初期値と直近の実績値による伸び率トレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。
- ②旅客施設のバリアフリー化については、基本的に公共交通事業者等がバリアフリー化のために投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が必要な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。また、バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成30年3月末時点で296市町村により499基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。
- ③鉄道駅のホームドア整備は、各支援制度の有効活用などによって、概ね順調に進んでいると評価できる。
- ④建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー法においても引き続き確かな運用が行われている。
- ⑤地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（H24.3改訂）」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑥バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路のバリアフリー化率については、目標に対して伸びが鈍化している状況であり、評価基準に基づき「B」評価とした。その原因としては、用地取得の難航によるものであり、引き続き、令和2年度の目標値の達成に向け、地元関係者の協力を得ながら、特定道路のバリアフリー化を推進する。
- ②段差解消をした旅客施設の割合はおおむね順調に推移しているが、評価基準に基づき「B」と評価した。引き続き旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。

- ③ホームドアの整備駅数は順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、令和2年度の目標値の達成に向け、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。
- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。
- ⑤園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率については、徐々に伸びているものの目標値の達成に向けたトレンドを下回っていることから、「B」と評価した。地方公共団体がより一層バリアフリー化に向けた整備に取り組む必要があることから、バリアフリー法の趣旨を担当者会議などで周知徹底しバリアフリー化への理解を深めるなど、引き続き令和2年度の目標値の達成に向け都市公園のバリアフリー化の推進を図る。
- ⑥目標達成に向けて順調に推移していることから「A」と評価した。引き続き、バリアフリー法の趣旨を全国駐車場政策担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 奈良 裕信）
関係課： 道路局環境安全・防災課（交通安全政策分析官 吉田 敏晴）
 鉄道局都市鉄道政策課（課長 吉田 昭二）
 住宅局建築指導課（課長 長谷川 貴彦）
 都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
 都市局街路交通施設課（課長 本田 武志）

業績指標 16

車両等のバリアフリー化（①鉄軌道車両のバリアフリー化率*、②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率*、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*、⑤福祉タクシーの導入率*、⑥旅客船のバリアフリー化率*、⑦航空機のバリアフリー化率*）

評 価	
①A ②A ③B ④N ⑤A ⑥A ⑦A	<p>①目標値：約70%（令和2年度） 実績値：71.2%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：60%（平成25年度）</p> <p>②目標値：約70%（令和2年度） 実績値：56.4%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：43.9%（平成25年度）</p> <p>③目標値：約25%（令和2年度） 実績値：5.9%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：3.9%（平成25年度）</p> <p>④目標値：約2,100台（令和2年度） 実績値：1,699台（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：1,699台（平成29年度）</p> <p>⑤目標値：約44,000台（令和2年度） 実績値：20,113台（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：13,978台（平成25年度）</p> <p>⑥目標値：約50%（令和2年度） 実績値：43.8%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：約29%（平成25年度）</p> <p>⑦目標値：100%（令和2年度） 実績値：97.8%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：約93%（平成25年度）</p>

（指標の定義）

①鉄軌道車両

公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。

（分子）＝上記基準に適合する車両数

（分母）＝総車両数

②乗合バス車両におけるノンステップバス

床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条の2に掲げる基準に適合する車両。

⑤福祉タクシー

公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

⑥旅客船

公共交通移動等円滑化基準第47条から61条までに掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準に適合する船舶）

⑦航空機

公共交通移動等円滑化基準第62条の2から第67条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、令和2年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については、約2,100台を、福祉タクシー車両については約44,000台を導入することを目標としている。

(外部要因)

①②③④⑤⑥⑦公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

①②③④⑤⑥⑦地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①鉄軌道車両のバリアフリー化率）					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
62.0%	65.2%	67.7%	71.2%	集計中	

過去の実績値（②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率）					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
47.0%	50.1%	53.3%	56.4%	集計中	

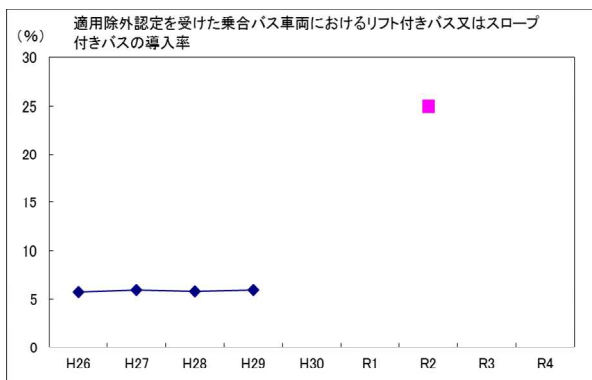
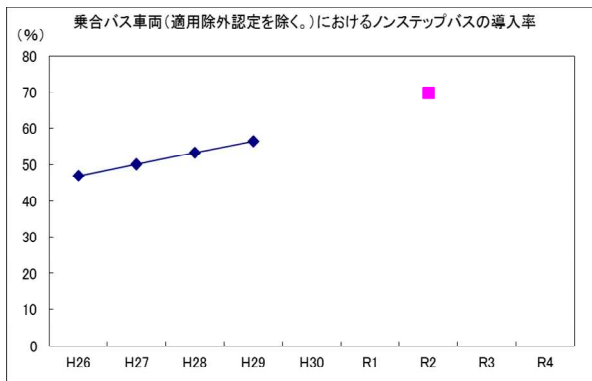
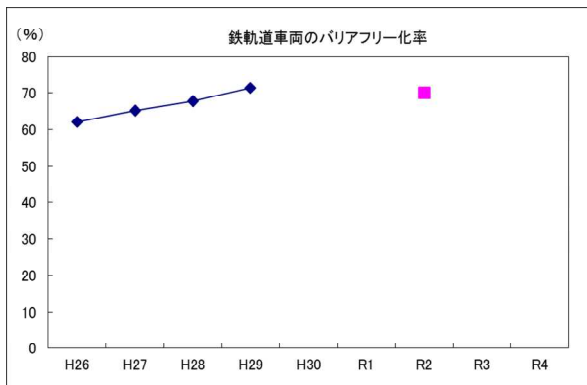
過去の実績値（③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率）					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
5.7%	5.9%	5.8%	5.9%	集計中	

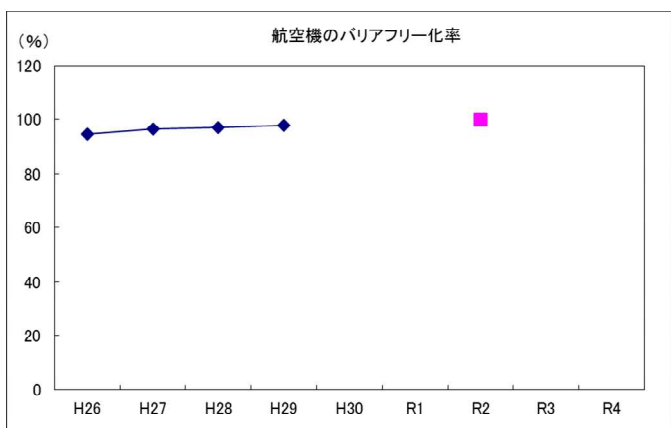
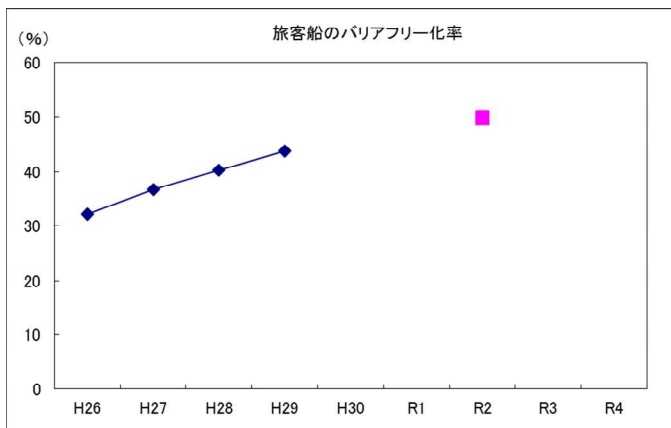
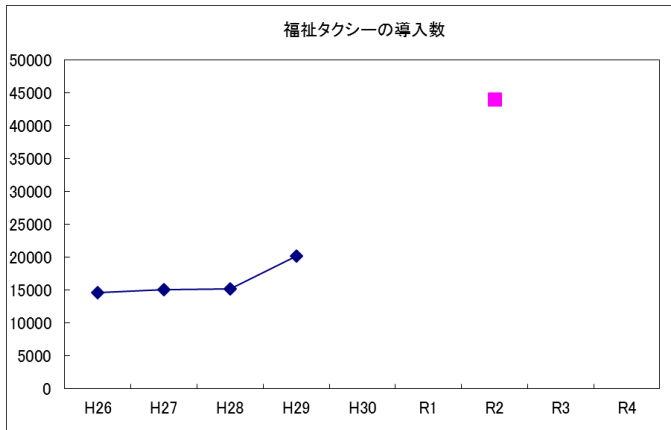
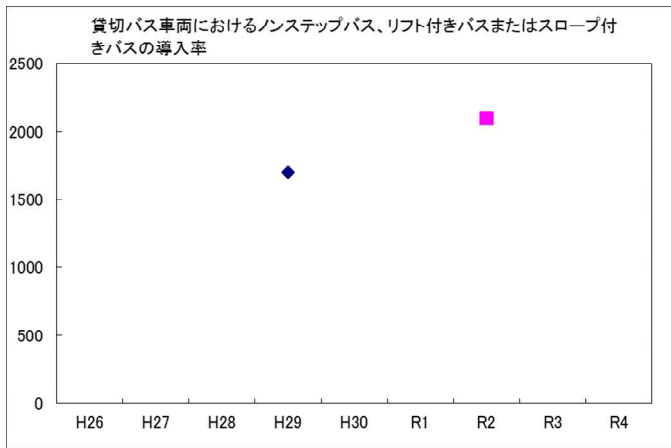
過去の実績値 (④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
—	—	—	1,699台	集計中

過去の実績値 (⑤福祉タクシーの導入数) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
14,644台	15,026台	15,128台	20,113台	集計中

過去の実績値 (⑥旅客船のバリアフリー化率) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
32.2%	36.6%	40.3%	43.8%	集計中

過去の実績値 (⑦航空機のバリアフリー化率) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
94.6%	96.3%	97.1%	97.8%	集計中





主な事務事業等の概要

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

・LRTシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 214億円の内数（平成29年度）

210億円の内数（平成30年度）

・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.62億円（平成29年度）

0.59億円（平成30年度）

・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車取得税）

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「観光振興事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成26年度から平成29年度にかけての4年間で年度平均約3%増加しており、平成29年度に目標値を達成した。

② 乗合バス車両におけるノンステップバス

ノンステップバスの割合は、平成29年度までの実績値によれば、過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を概ね達成できる見込みとなるが、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、平成30年度に創設した「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」により、ノンステップバスを導入する乗合バス事業者に対する支援メニューを大幅に拡充し、集中的に取組を進めており、今後、これら施策の効果が実績値の増加として発現することとなるため、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

③ 乗合バス車両におけるリフト付きバス等

リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交

通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられる。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、平成 29 年度までの実績値によれば、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できない見込みとなるが、平成 29 年秋に新たに発売されたユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）であるジャパンタクシーが、平成 30 年度には通年で約 8,000 台導入されたことに伴い、現在集計中の平成 30 年度実績値は大幅な増加となり、目標年度に目標値を概ね達成できる見込みである。

さらに、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、平成30年度に創設した「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設した「観光振興事業」により、福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対する支援メニューを大幅に拡充し、集中的に取り組を進めており、今後、これら施策の効果が実績値の増加として発現することとなるため、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできている。引き続き、旅客船事業者による支援制度の活用を働きかけることにより実績値は順調に推移するものと考えられ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合は、移動円滑化の目標値の達成に向けて、順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

鉄軌道車両、乗合バス車両におけるノンステップバス、福祉タクシー車両、旅客船、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたことと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、平成 29 年度に目標値を達成したため、「A」と評価した。引き続き、鉄軌道車両のバリアフリー化を図る。

②乗合バス車両におけるノンステップバス

・乗合バス車両におけるノンステップバスの割合については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に創設された「観光振興事業」が円滑に進捗しており、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

・乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

・貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、現時点では平成29年度の実績しかなく今後の動向が予測できないため、目標達成に向けた成果を判断できないことから「N」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤福祉タクシー車両

・福祉タクシー車両の導入台数については、平成29年秋に新たに発売されたユニバーサルデザインタクシーであるジャパンタクシーが平成30年度には通年で約8,000台導入されていることや、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、今後も順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、移動円滑化の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 奈良 裕信）
関係課： 鉄道局技術企画課（課長 岸谷 克己）
 航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 岡野 まさ子）
 自動車局旅客課（課長早船 文久）
 海事局内航課（課長 秋田 未樹）

業績指標 17

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*

評価

N	目標値：61%（平成32年） 実績値：41%（平成25年） —（平成30年） 初期値：41%（平成25年）
---	--

(指標の定義)

高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合

一定のバリアフリー化率 = A/B

A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化*がなされた住宅戸数

B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

※ 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

(出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

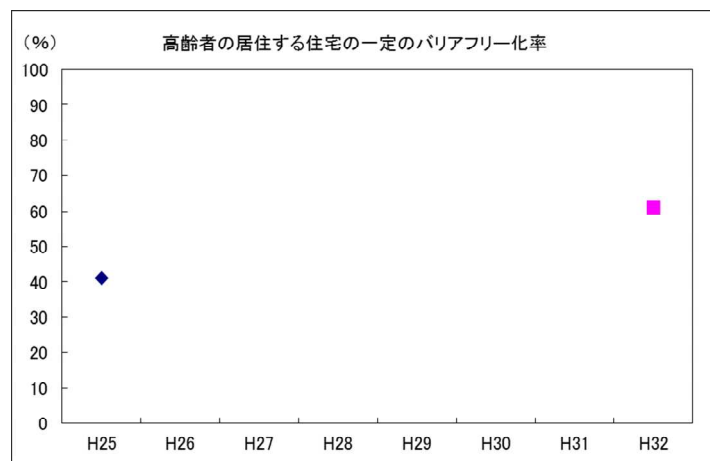
なし

【その他】

なし

過去の実績値						(暦年)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
41%	—	—	—	—	※	

※H30住宅・土地統計調査（総務省）の「住宅及び世帯に関する基本集計」公表（2019.9予定）後に集計。



主な事務事業等の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅ストック循環支援事業
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。(平成29年度新規整備戸数実績：14,376戸)。
既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。(平成28年度バリアフリー化の図られたストック戸数：1,046,706戸)
社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。(平成29年度整備戸数実績：604戸)
- 住宅ストック循環支援事業
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
フラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成30年度末登録実績：総登録件数7,335件、総登録戸数244,054戸)
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
今後も、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 三浦 逸広）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 後沢 彰宏）
住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）
住宅局安心居住推進課（課長 川野 宇宏）
住宅局住宅生産課（課長 武井 佐代里）

施策目標個票

(国土交通省30-⑤)

施策目標	快適な道路環境等を創造する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 業績指標は、目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できない状況にあるため。
	施策の分析	無電柱化はこれまで、幹線道路や歩道幅員の広い商店街や市街地などから整備が進められてきた。 無電柱化の整備にあたっては、整備コストが高いこと、電力・通信事業者との調整や地元との調整に時間を要することから、進捗が伸び悩み業績指標が鈍化している。 このため、目標の達成には一層の取り組みが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、快適な道路環境等を創造する施策目標の達成に向けて、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法の普及拡大、占用制限による既設電柱の撤去、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や、国際観光旅客税等を活用しつつ、交付金等による財政的支援、事業のスピードアップ等を図る。

業績指標	19 市街地等の幹線道路の無電柱化率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	16.0%	16.0%	16.1%	16.6%	16.9%	17.4%	B	20.0%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)		134,784	129,338	117,524	121,967
補正予算(b)			2,944	1,108	8,590	-	
前年度繰越等(c)			41,129	44,146	48,569	-	
合計(a+b+c)			178,857	174,592	174,683	121,967	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)		134,577	125,579			
	翌年度繰越額(百万円)		44,146	48,569			
	不用額(百万円)		134	445			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	環境安全・防災課 (交通安全分析官 吉田 敏晴)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	-----------------------------	----------	--------

業績指標 19

市街地等の幹線道路の無電柱化率*

評価

B	目標値：20% (令和2年度) 実績値：17.4% (平成30年度) 初期値：16% (平成26年度)
---	---

(指標の定義)

市街地等の幹線道路の上下線別の延長のうち、市街地等の幹線道路で地中化等により、電柱、電線類がない上下線別の延長の割合

(目標設定の考え方・根拠)

これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展することを示している

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

(重要政策)

【施政方針】

- ・なし

【閣議決定】

- ・無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成30年法第6号）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）
「引き続き無電柱化を推進する」（第3 1. (一) ②オ）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律30号）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

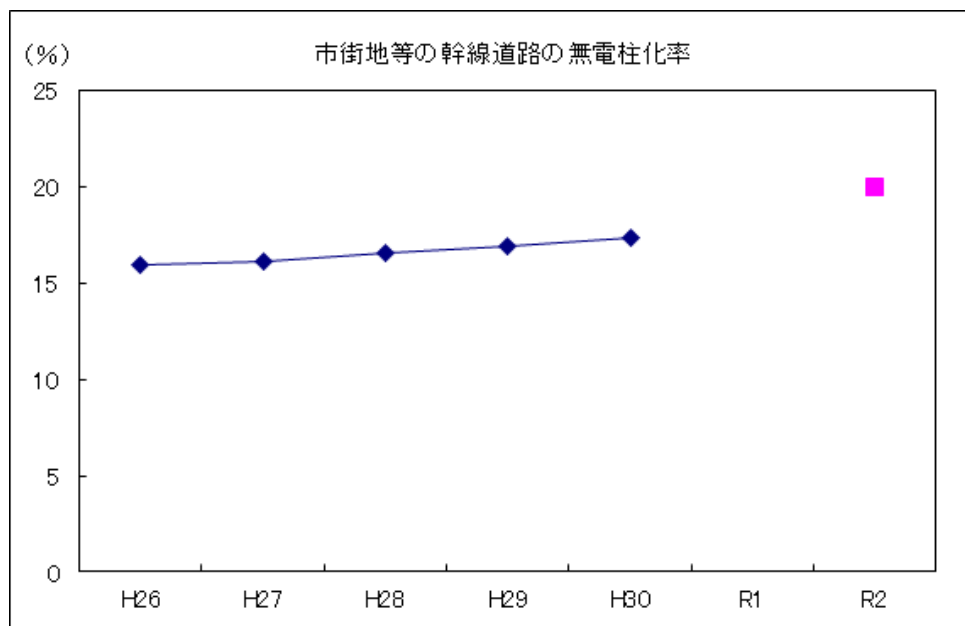
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議作成）

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
16%	16.1%	16.6%	16.9%	17.4%	



主な事務事業等の概要

電線類の地中化（◎）

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

市街地等の幹線道路の無電柱化率は、平成 29 年度が 16.9%、平成 30 年度が 17.4%と目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できないことになり、順調でない。

一方、無電柱化の推進に関する法律の成立・施行や固定資産税の特例措置、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限、低コスト手法の導入等により、これまで以上に今後事業の進捗が期待される。

（事務事業等の実施状況）

道路の防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化推進計画を策定し、平成 30 年度においては市街地等の幹線道路において約 210 km 無電柱化事業が完了した。

また、平成 28 年度より全国の緊急輸送道路において、電柱の新設を禁止する措置を順次講じている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、目標に対してやや伸びが鈍化している状況であることから「B」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約 3,500 万本の電柱が設置されており、さらに毎年約 7 万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、電線管理者などの関係者との調整が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）（平成 31 年 3 月）」により低コスト化の普及を図り、本格的な無電柱化の推進を図る。また、地方公共団体による緊急輸送道路における新設道路の占用制限を拡大することにより、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。さらに、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や交付金等による財政的支援、また、占用物件の移設工事等を一括して発注する手法の実施等により事業のスピードアップ等を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全・防災課（交通施策分析官 吉田 敏晴）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 奥村 康博）

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	428,530	450,115	480,230	666,613	
		補正予算(b)	53,311	11,464	96,404	-	
		前年度繰越等(c)	77,808	137,199	102,988	-	
		合計(a+b+c)	559,649 <0>	598,778 <0>	679,622 <0>	666,613 <0>	
	執行額(百万円)		443,237	494,447			
	翌年度繰越額(百万円)		115,658	102,988			
	不用額(百万円)		755	1,343			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	環境安全・防災課 (道路防災対策室(室長 松居 茂久) 環境安全課 道路交 通安全対策室(室長 濱田 禎) 路政課(課長 千葉 信義)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

業績指標 6 4

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*

評 価	
A	目標値：81% (令和2年度) 実績値：集計中 (平成30年度) 78.3% (平成29年度) 初期値：75% (平成25年度)

(指標の定義)

緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合

(目標設定の考え方・根拠)

過年度の平均工事完了数で推移するものとして設定

(外部要因)

高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

第183回国会施政方針演説(平成25年2月8日)

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日)

「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

【閣議決定】

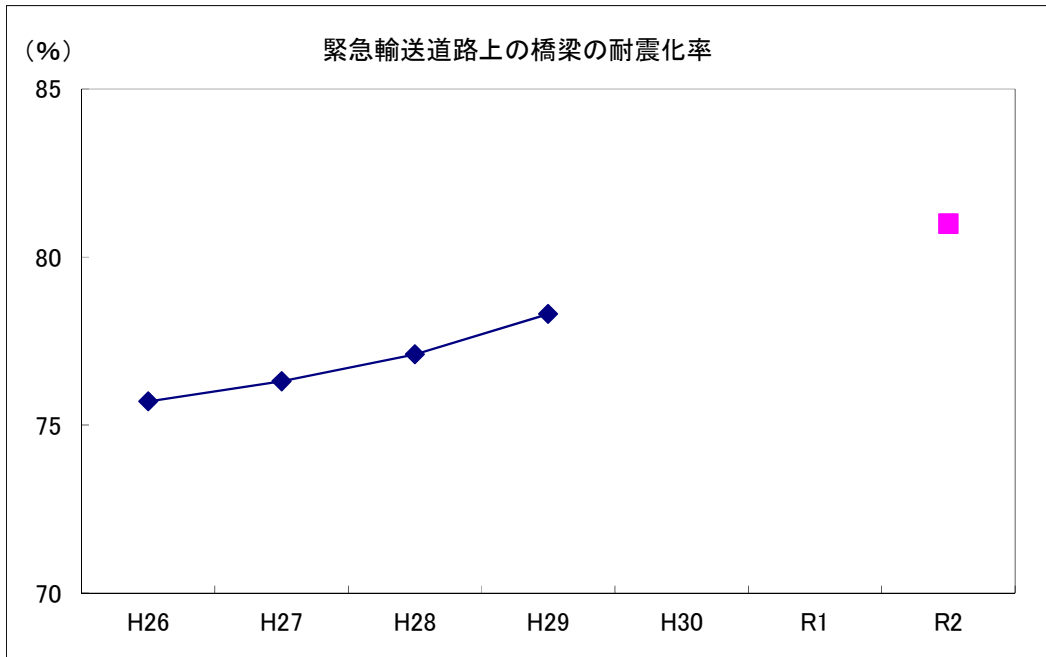
なし

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

【その他】

なし



過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
75.7%	76.3%	77.1%	78.3%	集計中

主な事務事業等の概要

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進します。(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績については、平成 25 年度 75.2%から平成 29 年度 78.3%と向上しており、目標に向けて着実に進捗している。
- ・また、平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、耐震補強の重要性が再認識されたところであり、高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率が 26%以上の地域は 5 年間で対策を完了させることができるよう「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」などを含め計画的に耐震補強を進めているところである。
- ・このため、目標値の達成は可能であると考えている。

（事務事業等の実施状況）

大規模地震等の発災時、救急救命活動や復旧活動を支えるため、令和元年度においても緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて順調に増加しているため A と評価した。今後、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」などを含め引き続き緊急輸送道路上の耐震補強を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（松居 茂久）

業績指標 65

生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率*

評価

A	目標値：約3割抑止（平成26年比）（令和2年） 実績値：28%（平成29年，速報値） 初期値：－
---	--

(指標の定義)

生活道路の対策実施エリアのうち、ハンプ、狭窄等の交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合

生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率 =

(生活道路の重点対策エリアにおける対策前の死傷事故件数(年) - 生活道路の重点対策実施エリアにおける対策後の死傷事故件数(年)) / 生活道路の重点対策実施エリアにおける対策前の死傷事故件数(年)

(目標設定の考え方・根拠)

過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定

(外部要因)

・交通量の変動、交通安全思想の普及 等

(他の関係主体)

警察庁（事業主体：交通規制等）

(重要政策)

【施政方針】

第171回国会施政方針演説（平成21年1月28日）

「昨年、交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

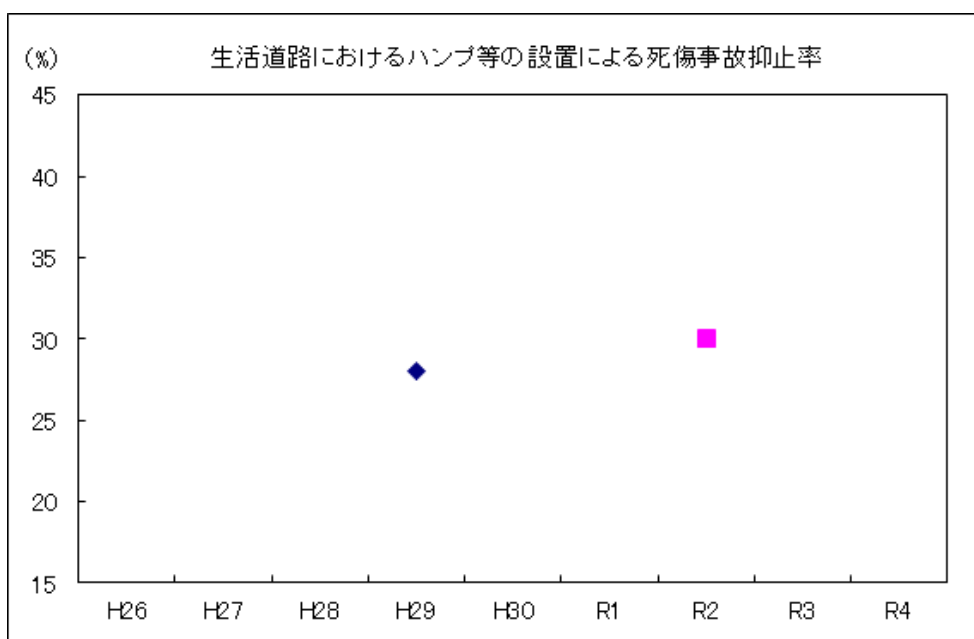
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

第10次交通安全基本計画（平成28年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値				(年)	
H26	H27	H28	H29	H30	
－	－	－	(28%) ※速報値	集計中	



主な事務事業等の概要

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路について、幹線道路等への交通転換を図り、通過交通及び走行速度の抑制の徹底により、「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制と組み合わせたハンプの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止対策を実施。(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円(国費)等の内数(平成 29 年度)

道路整備費 16,677 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円(国費)等の内数(平成 30 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 29 年の実績値(速報値)は 28%であり順調であった。平成 30 年の実績値は対策箇所に関するデータ及び対策後の死傷事故件数データが令和元年度末にとりまとまる予定であるため、現時点で集計できず判断できない。なお、平成 30 年の交通事故死者数は 3,532 人で、警察庁が保有する昭和 23 以降の統計で最少となった昨年を更に下回っていることから順調と推測される。

(事務事業等の実施状況)

生活道路対策エリアにおいて、ハンプの設置等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年の生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率の実績は集計前であるが、平成 29 年の実績値(速報値)は 28%であり、おおむね目標に近い実績を示していることから、A 評価とした。引き続き、生活道路対策エリアの死傷事故率抑止の目標値達成に向けて、ハンプ等の設置及び効果の検証を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 環境安全・防災課 (道路交通安全対策室長 濱田 禎)

関係課：道路局 国道・技術課 (課長 奥村 康博)

施策目標個票

(国土交通省30-㉔)

施策目標	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 全ての業績指標がA評価であり、現在の推移のまま進捗すれば目標年度内に目標達成すると見込まれるため。
	施策の分析	国際物流に対応した、基幹ネットワークの構築及び日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、三大都市圏環状道路の整備をはじめとした基幹ネットワークや生活幹線道路ネットワーク等を整備してきたところであり、順調かつ着実に推移しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、目標達成に向け、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する。

業績指標	87 三大都市圏環状道路整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		68%	68%	71%	74%	79%	81%	A	約80%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	88 道路による都市間速達性の確保率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
49%		51%	53%	54%	54%	集計中	A	約55%	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	540,021	559,868	536,582	583,518	/
		補正予算(b)	108,080	74,842	19,195	-	/
		前年度繰越等(c)	192,133	270,572	268,559	-	/
		合計(a+b+c)	840,234	905,282	824,336	583,518	/
	執行額(百万円)	568,730	635,887	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	270,572	268,559	/	/	/	
	不用額(百万円)	933	835	/	/	/	

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	道路局 企画課 道路経済調査室(室長 田村 央)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	--------------------------	----------	--------

業績指標 87
三大都市圏環状道路整備率*

評価

A	目標値：約80%（令和2年度） 実績値：81%（平成30年度） 初期値：68%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）
 三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）の環状道路の計画延長（約1,200km）に占める供用延長の割合
 三大都市圏環状道路整備率

$$= \frac{\text{三大都市圏における環状道路の供用延長}}{\text{三大都市圏における環状道路の計画延長}}$$

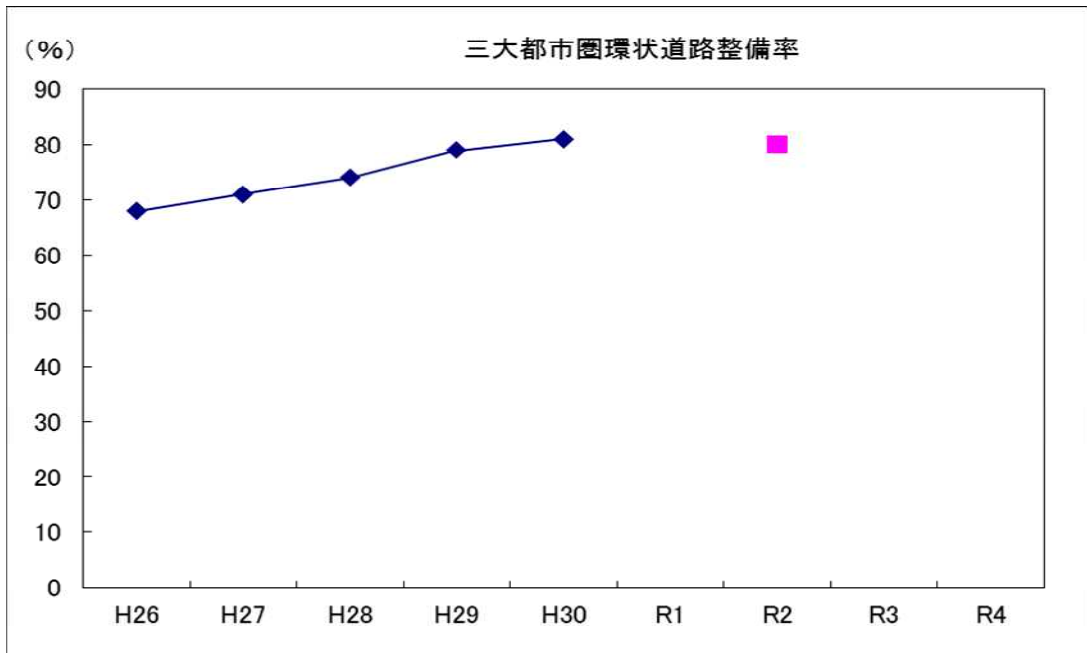
（目標設定の考え方・根拠）
 平成32年度の目標については、既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ。

（外部要因）
 地元の調整状況 等

（他の関係主体）
 ・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗等）

（重要政策）
【施政方針】（平成29年1月20日 安倍内閣総理大臣施政方針演説）
 「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱（じん）化を進めます。」
【閣議決定】
 日本再興戦略（平成28年6月2日）
 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
68%	71%	74%	79%	81%	



主な事務事業等の概要

三大都市圏環状道路の整備

迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。
(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○平成 29 年度は、東海環状自動車道（養老 JCT～養老 IC）、第二名神高速道路（高槻 JCT～神戸 JCT）、京奈和自動車道（御所南 IC～五條北 IC）の計約 55 km が供用し、平成 30 年度は東京外かく環状道路（三郷南 IC～高谷 JCT）、東海環状自動車道（大安 IC～東員 IC）の計約 22 km が供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、平成 30 年度末時点で 81% である。

（事務事業等の実施状況）

○平成 30 年度末供用延長 980 km

（平成 29 年度新規供用延長 55 km、平成 30 年度新規供用延長 22 km）

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成 26 年度の 68% が平成 30 年度末に 81% まで向上。目標値を達成できたことから、A と評価した。

○令和元年度は、東海環状自動車道（関広見 IC～高富 IC、大野神戸 IC～大垣西 IC）の計 16 km の供用を予定しており、引き続き、整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室（室長 田村 央）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 奥村 康博）

道路局 高速道路課（課長 山本 巧）

業績指標 88

道路による都市間速達性の確保率*

(※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/hが確保されている割合)

評 価	目標値：約55%（令和2年度） 実績値：集計中（平成30年度） 54%（平成29年度） 初期値：49%（平成25年度）
A	

(指標の定義)

主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/hが確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率

$$= \frac{\text{都市間連絡速度 60km/h 以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数}}{\text{都市間リンクの総数}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定。

(外部要因)

高規格幹線道路等の事業進捗等

(他の関係主体)

NEXCO（会社区間の事業進捗 等）

(重要政策)

【施政方針】（平成29年1月20日 安倍内閣総理大臣施政方針演説）

「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱（じん）化を進めます」

【閣議決定】

日本再興戦略（平成28年6月2日）

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

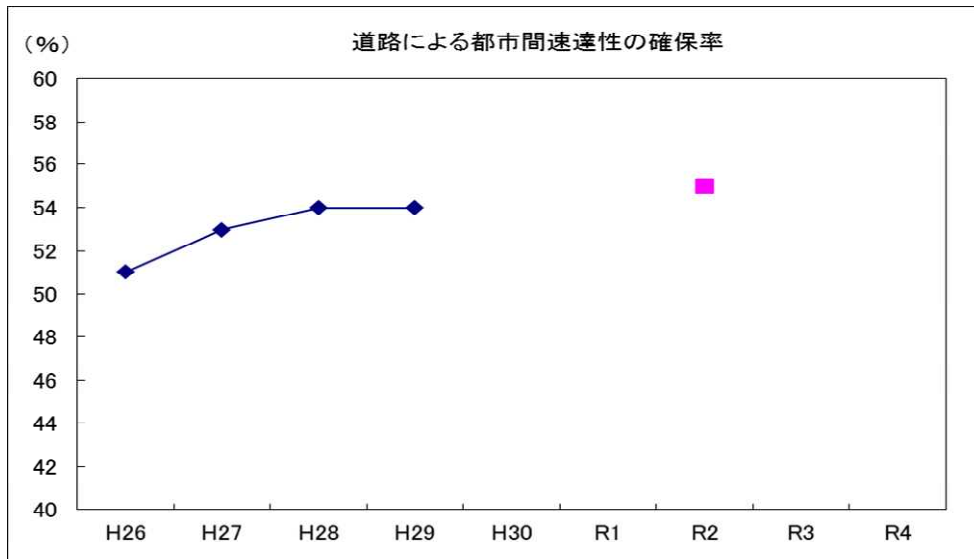
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
51%	53%	54%	54%	集計中	



主な事務事業等の概要

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円(国費)等の内数(平成29年度)

道路整備費 16,677 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円(国費)等の内数(平成30年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○業務指標は、平成26年度から平成29年度にかけて2%増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

○平成29年度は、東関東自動車道水戸線(鉾田IC～茨城空港北IC)東北中央自動車道(相馬五野IC～霊山IC、大笹生IC～米沢北IC)山陰自動車道(大田朝山IC～大田山・中央三瓶山IC)等の計約154kmが供用。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業務指標は、平成26年度から平成29年度にかけて2%増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ順調に進捗している。引き続き、令和2年度の目標達成に向け、都市間速達性の確保に向けた取組を実施するため、Aと評価した。

○令和元年度は、新東名高速道路(伊勢原JCT～伊勢原大山IC)、山陰自動車道(長門IC～小原IC)、東海環状自動車道(関広見IC～高富IC)等の計約124kmが供用を予定しており、引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室(室長 田村 央)

関係課： 道路局 国道・技術課(課長 奥村 康博)

道路局 高速道路課(課長 山本 巧)

施策目標個票

(国土交通省30-⑳)

施策目標	道路交通の円滑化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 主要な業績指標114は、現在の推移のまま進捗すれば目標年度内に目標達成すると見込まれ、業績指標115については、最新実績値は平成28年度であるが、都市計画道路の整備は平成29年度以降も順調に進捗しており、目標年度内に目標達成すると見込まれるため。
	施策の分析	渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上に向け、道路網の整備、現道路拡幅、及びバイパス整備を効果の高い箇所に対し重点化して実施するとともに、開かずの踏切等に対して、連続立体交差事業等の抜本的な対策を、スピードアップの工夫をしながら実施してきたところであり、道路交通の円滑化推進に向け、順調かつ確実に推移しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	今後も引き続き、目標達成に向けて、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上をはかり、道路交通の円滑化に資する政策を推進する。

業績指標	114 踏切遮断による損失時間(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		約123万人・時/日	約122万人・時/日	約121万人・時/日	約121万人・時/日	約120万人・時/日	約119万人・時/日	A	約117万人・時/日
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	115 都市計画道路(幹線街路)の整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
61.7%		63.2%	63.8%	64.4%	集計中	集計中	A	66.5%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	217,086	184,413	189,827	193,392	
		補正予算(b)	65,048	25,940	11,232	-	
		前年度繰越等(c)	66,459	108,788	76,244	-	
		合計(a+b+c)	348,593	319,141	277,303	193,392	
		<0>	<0>	<0>	<0>		
	執行額(百万円)	239,628	242,540				
	翌年度繰越額(百万円)	108,788	76,244				
不用額(百万円)	177	356					

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	・道路局路政課(課長 千葉 信義) ・都市局街路交通施設課(課長 本田 武志)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

業績指標 114
踏切遮断による損失時間*

評価

A	目標値：約 117 万人・時/日 (令和 2 年度) 実績値：約 119 万人・時/日 (平成 30 年度) 約 120 万人・時/日 (平成 29 年度) 初期値：約 123 万人・時/日 (平成 25 年度)
---	---

(指標の定義)
踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差
開かずの踏切等の遮断時間による損失時間
＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 (注) － 対策後に踏切通過に要する時間
(注) 全国での 1 日あたりの踏切通過交通量 (人数) × 踏切での待ち時間

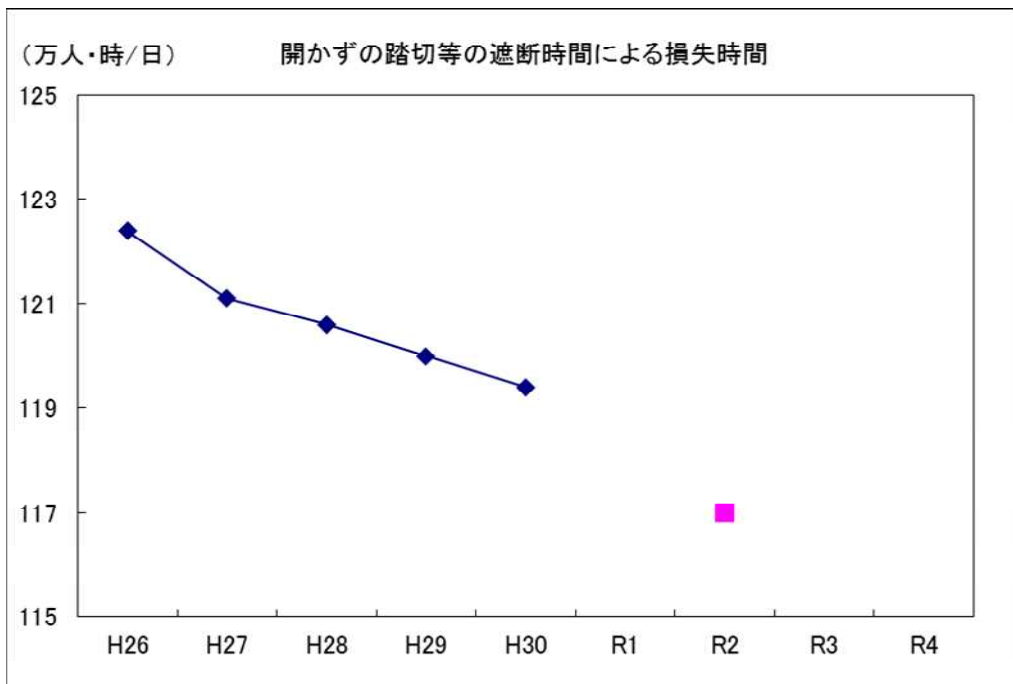
(目標設定の考え方・根拠)
今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

(外部要因)
地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)
・地方公共団体 (事業主体)、鉄道事業者

(重要政策)
【施政方針】
第 169 回全国施策方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)
「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」
【閣議決定】
京都議定書目標達成計画 (平成 20 年 3 月 28 日)
「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」
(第 3 章－第 2 節－1－(1)－①－イ－D)
【閣決 (重点)】
社会資本重点整備計画 (平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 122.4 万人・時/日	約 121.1 万人・時/日	約 120.6 万人・時/日	約 120.0 万人・時/日	約 119.4 万人・時/日	



主な事務事業等の概要

開かずの踏切等の解消

- ・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を支援します。(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 30 年度は連続立体交差事業等により、開かずの踏切等 141 箇所を解消しており、平成 29 年度の実績値約 120 万人・時/日に対して、平成 30 年度の実績値は、約 119 万人・時/日となっている。開かずの踏切等の遮断時間による損失時間は、各年度における地元調整の状況や各事業による踏切除却数により若干の変動はあるものの着実に減少しており、これまでの実績値のトレンドから順調に進捗していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

- ・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間は、順調に減少しているため「A」と評価した。引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 路政課 （課長 千葉 信義）

関係課： 都市局 街路交通施設課 （課長 本田 武志）

鉄道局 施設課 （課長 杉野 浩茂）

業績指標 115

都市計画道路（幹線街路）の整備率*

評価

A	目標値：66.5%（令和2年度） 実績値：集計中（平成30年度） 64.4%（平成28年度） 初期値：61.7%（平成24年度）
---	---

（指標の定義）

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

数値の根拠

○初期値 40,122.39 km /65,020.97 km

○直近値 41,090.48 km /63,849.56 km

（目標設定の考え方・根拠）

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。

年0.6%の伸びを確保するように目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

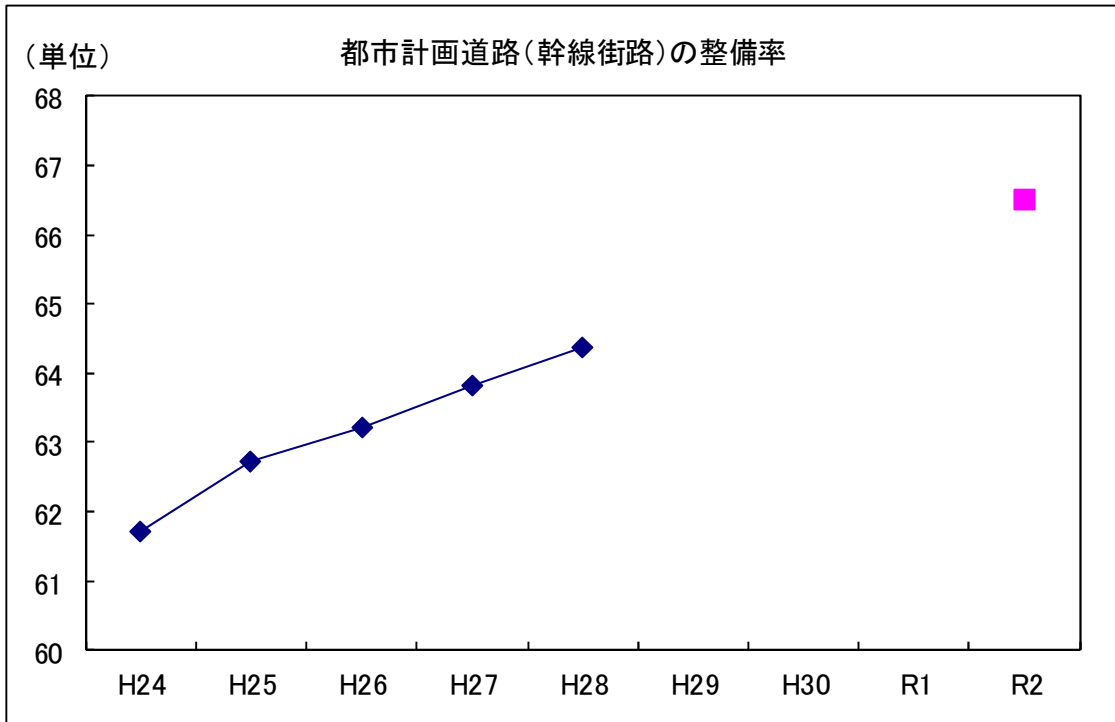
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
63.2%	63.8%	64.4%	集計中	集計中	



主な事務事業等の概要

・都市計画道路(幹線)の整備

通勤や病院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る(◎)

予算額(事業費)

道路整備費12,301億円及び社会資本整備総合交付金等38,340億円の内数(平成29年度当初予算)

道路整備費12,494億円及び社会資本整備総合交付金等38,800億円の内数(平成30年度当初予算)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成29年度以降の実績は集計中であるが、年間約300kmの都市計画道路が完成していることを踏まえると、平成28年度と比べて上昇することが見込まれ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調である。

(事務事業等の実施状況)

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度に比べて上昇することが見込まれ、目標達成へ向け順調に推移していることから、A評価とした。また、今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局街路交通施設課(課長 本田 武志)

関係課：都市局都市計画課(課長 楠田 幹人)

	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		
業績指標	118 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率							①(i) 100% (R2年度) (ii) 100% (R2年度) ②(i) 100% (H28年度) (ii) 100% (R2年度) ③(i) 100% (H28年度) (ii) 100% (R2年度) ④(i) 100% (H28年度) (ii) 100% (R2年度) ⑤ 100% (R2年度) ⑥ 100% (R2年度) ⑦ 100% (H29年度) ⑧ 100% (R2年度) ⑨ 100% (R2年度) ⑩ 100% (R2年度) ⑪ 100% (R2年度)
	①道路(i)橋梁* (ii)トンネル*	①(i)- (ii)-	①(i)- (ii)-	①(i)55 (ii)17	①(i)65 (ii)26	①(i)73 (ii)36	①(i)81 (ii)53	①(i)A (ii)A
	②河川(i)国、水資源機構* (ii)地方公共団体*	②(i)88 (ii)83	②(i)88 (ii)83	②(i)99 (ii)84	②(i)100 (ii)84	②(i)100 (ii)89	②(i)100 (ii)89	②(i)- (ii)B
	③ダム(i)国、水資源機構* (ii)地方公共団体*	③(i)21 (ii)28	③(i)21 (ii)28	③(i)84 (ii)37	③(i)100 (ii)47	③(i)100 (ii)79	③(i)100 (ii)95	③(i)- (ii)A
	④砂防(i)国* (ii)地方公共団体*	④(i)28 (ii)30	④(i)28 (ii)30	④(i)83 (ii)45	④(i)100 (ii)62	④(i)100 (ii)79	④(i)100 (ii)100	④(i)- (ii)A
	⑤海岸*	⑤ 1	⑤ 1	⑤ 7	⑤ 18	⑤ 39	⑤ 71	⑤ A
	⑥下水道*	⑥-	⑥-	⑥ 23	⑥ 43	⑥ 70	⑥ 100	⑥ A
	⑦港湾*	⑦ 97	⑦ 97	⑦ 98	⑦ 99	⑦ 100	⑦ 100	⑦ A
	⑧鉄道*	⑧ 99	⑧ 99	⑧ 100	⑧ 100	⑧ 100	⑧ 100	⑧ A
	⑨自動車道*	⑨ 0	⑨ 0	⑨ 0	⑨ 4	⑨ 42	⑨ 52	⑨ B
⑩公園(i)国* (ii)地方公共団体*	⑩(i)94 (ii)77	⑩(i)94 (ii)77	⑩(i)94 (ii)84	⑩(i)100 (ii)90	⑩(i)100 (ii)93	⑩(i)100 (ii)94	⑩(i)- (ii)A	
⑪官庁施設*	⑪ 42	⑪ 42	⑪ 62	⑪ 89	⑪ 97	⑪ 97	⑪ A	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
119 現場実証により評価された新技術数	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度	
	70件	70件	141件	180件	241件	300件	200件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	A	
参72 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (①空港(空港土木施設)、②航路標識)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	
	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参73 点検実施率 (道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港(空港土木施設)、鉄道、自動車道、航路標識、公園(遊具)、官庁施設、観測施設)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	
	-	-	道路(橋梁):28% 道路(トンネル):29% 河川(国、水資源機構):100% 河川(地方公共団体):100% ダム(国、水資源機構):100% ダム(地方公共団体):100% 砂防(国):83% 砂防(地方公共団体):45% 海岸:30% 下水道:23% 港湾:50% 空港(空港土木施設):99% 鉄道:100% 自動車道:100% 航路標識:20% 公園(遊具):100% 官庁施設:84% 観測施設:100%	道路(橋梁):54% 道路(トンネル):47% 河川(国、水資源機構):100% 河川(地方公共団体):100% ダム(国、水資源機構):100% ダム(地方公共団体):100% 砂防(国):100% 砂防(地方公共団体):62% 海岸:49% 下水道:43% 港湾:61% 空港(空港土木施設):100% 鉄道:100% 自動車道:100% 航路標識:30% 公園(遊具):100% 官庁施設:88% 観測施設:100%	道路(橋梁):80% 道路(トンネル):71% 河川(国、水資源機構):100% 河川(地方公共団体):100% ダム(国、水資源機構):100% ダム(地方公共団体):100% 砂防(国):100% 砂防(地方公共団体):79% 海岸:65% 下水道:70% 港湾:76% 空港(空港土木施設):74% 鉄道:100% 自動車道:100% 航路標識:40% 公園(遊具):98% 官庁施設:95% 観測施設:100%	道路(橋梁):99% 道路(トンネル):99% 河川(国、水資源機構):100% 河川(地方公共団体):100% ダム(国、水資源機構):100% ダム(地方公共団体):100% 砂防(国):100% 砂防(地方公共団体):100% 海岸:79% 下水道:100% 港湾:85% 空港(空港土木施設):87% 鉄道:100% 自動車道:100% 航路標識:50% 公園(遊具):99% 官庁施設:95% 観測施設:100%	各事業分野で計画期間中100%の実施を目指す	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		括弧内のとおり
参74 維持管理・更新等に係るコストの算定率 (①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧空港(空港土木施設)、⑨鉄道、⑩自動車道、⑪航路標識、⑫公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑬官庁施設)	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)- (ii)- ④(i)- (ii)- ⑤0% ⑥- ⑦31% ⑧100% ⑨99% ⑩0% ⑪100% ⑫(i)94% (ii)77% ⑬42%	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)- (ii)- ④(i)- (ii)- ⑤0% ⑥- ⑦31% ⑧100% ⑨99% ⑩0% ⑪100% ⑫(i)94% (ii)77% ⑬42%	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)- (ii)- ④(i)- (ii)- ⑤7% ⑥23% ⑦45% ⑧100% ⑨100% ⑩0% ⑪100% ⑫(i)94% (ii)84% ⑬62%	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)100% (ii)40% ④(i)100% (ii)62% ⑤16% ⑥43% ⑦51% ⑧100% ⑨100% ⑩0% ⑪100% ⑫(i)100% (ii)90% ⑬89%	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)100% (ii)40% ④(i)100% (ii)79% ⑤37% ⑥70% ⑦52% ⑧100% ⑨100% ⑩42% ⑪100% ⑫(i)100% (ii)93% ⑬97%	①(i)- (ii)- ②(i)- (ii)- ③(i)100% (ii)集計中 ④(i)100% (ii)100% ⑤100% (R2年度) ⑥100% (R2年度) ⑦100% (R2年度) ⑧100% (R2年度) ⑨100% (R2年度) ⑩100% (R2年度) ⑪100% (R2年度) ⑫(i)100% (ii)94% ⑬97%		
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
参75 維持管理に関する研修を受けた職員がいる団体(①道路、②下水道)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	①約24% ②約50団体	①約24% ②約50団体	①約36% ②162団体	①約42% ②219団体	①約48% ②集計中	①約51% ②集計中	①約85% ②約1,500団体	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
参76 国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 (①道路、②河川、③ダム、④砂防、⑤港湾、⑥空港(空港土木施設)、⑦鉄道、⑧航路標識、⑨公園、⑩官庁施設)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		括弧内のとおり
	①1,151人 ②449人 ③301人 ④115人 ⑤64人 ⑥38人 ⑦53人 ⑧22人 ⑨38人 ⑩2,176人	①1,151人 ②449人 ③301人 ④115人 ⑤64人 ⑥38人 ⑦53人 ⑧22人 ⑨38人 ⑩2,176人	①2,368人 ②929人 ③706人 ④115人 ⑤218人 ⑥72人 ⑦95人 ⑧45人 ⑨75人 ⑩4,327人	①3,446人 ②1,452人 ③1,115人 ④230人 ⑤384人 ⑥114人 ⑦137人 ⑧86人 ⑨113人 ⑩6,582人	①4,583人 ②2,156人 ③1,115人 ④345人 ⑤902人 ⑥161人 ⑦186人 ⑧218人 ⑨157人 ⑩8,771人	①5,578人 ②2,156人 ③1,115人 ④460人 ⑤1,488人 ⑥209人 ⑦227人 ⑧440人 ⑨202人 ⑩10,856人	①5,000人 (R2年度) ②3,000人 (R2年度) ③2,200人 (R2年度) ④690人 (R2年度) ⑤400人 (H30年度) ⑥280人 (R2年度) ⑦250人 (R2年度) ⑧52人 (R2年度) ⑨280人 (R2年度) ⑩14,000人程度 (R2年度)	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
参77 基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合(道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港(空港土木施設)、鉄道、航路標識、公園、官庁施設、観測施設)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	—	—	道路:28% 河川:- ダム:- 砂防:83% 海岸:100% 下水道:- 港湾:91% 空港(空港土木施設):23% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:12% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:54% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):23% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:82% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:80% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):23% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:99% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):100% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%	各事業分野で計画期間100%を目指す	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

参考指標

参78 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		毎年度
	0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参79 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	初期値	実績値					評価	目標値
	H20年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		毎年度
	92.6%	97.4%	97.4%	97.5%	98.0%	98.2%		90.0%以上(毎年度)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参80 民間ビジネス機会の拡大を図る地方ブロックレベルのPPP/PFI地域プラットフォームの計整数	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	0	-	8	9	9	9		8ブロック
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参81 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	0	-	-	-	-	-		200
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参82 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	0	-	-	-	-	-		600
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参83 国土交通省の技術者資格登録規程に基づき登録された民間資格を保有している技術者数(維持管理分野)	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	のべ約34,600人	-	のべ約34,600人	のべ約40,600人	のべ約69,000人	のべ約76,000人		増加傾向(を維持)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参84 インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数	初期値	実績値					評価	目標値
	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
	199	-	-	436	1330	1705		2000
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参85 ICT土工の累積件数(国及び地方公共団体)	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		-
	1,772件	-	-	-	1,772	-		毎年度増加
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参86 インフラ・データプラットフォーム(①構築・分析の試行の実施、②活用累積件数)	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		-
	①未構築 ②0	-	-	-	①- ②-	①- ②-		①令和元年度までに構築・分析の試行を実施(令和元年度) ②毎年度増加
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参87 地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合(①国・都道府県、②市区町村)	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		-
	①国・都道府県:84% ②市区町村:51%	-	-	-	-	-		①国・都道府県:84% ②市区町村:51%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

	参88 4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率(①国土交通省直轄:0.89 ②都道府県:0.77 ③政令指定都市:0.69 ④市町村:0.56)	初期値	実績値					評価	目標値 -
		H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値								
	参89 i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを旨とする	初期値	実績値					評価	目標値 R7年度
		H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値								
	参90 包括的民間委託をテーマにした勉強会等への参加自治体数	初期値	実績値					評価	目標値 R2年度
		H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値	11団体	-	-	-	11団体	11団体	20団体	
	参91 包括的民間委託を導入した累積自治体数	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度増加
		-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	参92 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合	初期値	実績値					評価	目標値 R2年度 20%
		-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	参93 インフラメンテナンスに係る新技術の現場試行累積数	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度増加
		H30年度(12月時点)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
	年度ごとの目標値	17技術	-	-	-	-	19技術	-	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	当初予算(a)	1,413	1,362	1,484	1,459	
	補正予算(b)	127	90	69	-	
	前年度繰越等(c)	69	58	80	-	
	合計(a+b+c)	1,609 <0>	1,510 <0>	1,633 <0>	1,459 <0>	
	執行額(百万円)	1,491	1,389			
	翌年度繰越額(百万円)	58	80			
	不用額(百万円)	60	41			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	技術調査課長 岡村 次郎	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------	--------	-----------------	----------	--------

業績指標 116

技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数

評価

A

目標値：6工種（令和2年度）
 実績値：5工種（平成30年度）
 初期値：2工種（平成29年度）

（指標の定義）

我が国の建設現場の生産性向上に資する施策として進めている「i-Construction」において、技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数。

（目標設定の考え方・根拠）

建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事における ICT 活用施工の件数の拡大を目指し、技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数を平成32年度までに6工種を設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

1. 経済財政運営と改革の基本方針2016（閣議決定）
2. 「日本再興戦略」改訂2016（閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

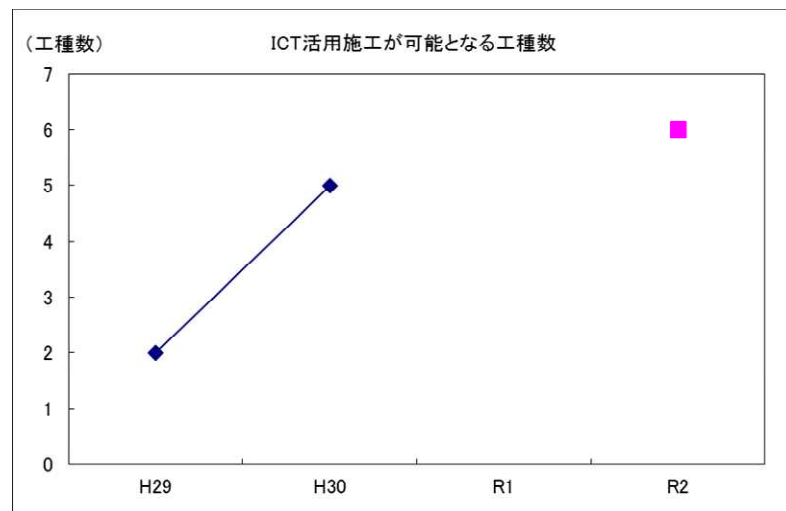
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
—	—	—	2工種	5工種

**主な事務事業等の概要**

予算額：35,684（千円）

国土交通省が打ち出した i-Construction のトップランナー施策の一つとして、地方公共団体・中小建設業者への ICT 土工のメリットや業務プロセスの浸透に加え、土工以外の工種への拡大のための技術基準の検討を実施する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度は新たに3工種設定しており目標の6工種の達成が見込まれるため順調である。

(事務事業等の実施状況)

工種の拡大により、ICT活用施工が実施出来る工事が多くなることが見込まれるため、順調であると評価出来る。

課題の特定と今後の取組みの方向性

ICT活用施工の実施が出来る工事を増やすため、また新たに工種の拡大を行うこととし、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 公共事業企画調整課長 森戸 義貴

関係課：

業績指標 117

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合

(用地あい路率：過去5年度の平均)

評価	
B	目標値：2.30% (平成29～令和3年度の平均) 実績値：2.71% (平成25～29年度の平均) 集計中 (平成26～30年度の平均) 初期値：2.55% (平成23～27年度の平均)

(指標の定義)

単年度の用地あい路率は、国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)。

(注) 用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

初期値：(2.70(%) + 2.32(%) + 2.27(%) + 2.68(%) + 2.77(%)) / 5 (年度)

目標値：2.55(%) * 0.9

直近値：1,135(件) / 42,670(件)

(目標設定の考え方・根拠)

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値(平成29～令和3年度の5カ年度のあい路率の平均)は、実現可能性のある数値として現況(平成23～27年度までの過去5カ年の平均)から1割改善させることとして設定。

また、長期的にもできる限り改善していく。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

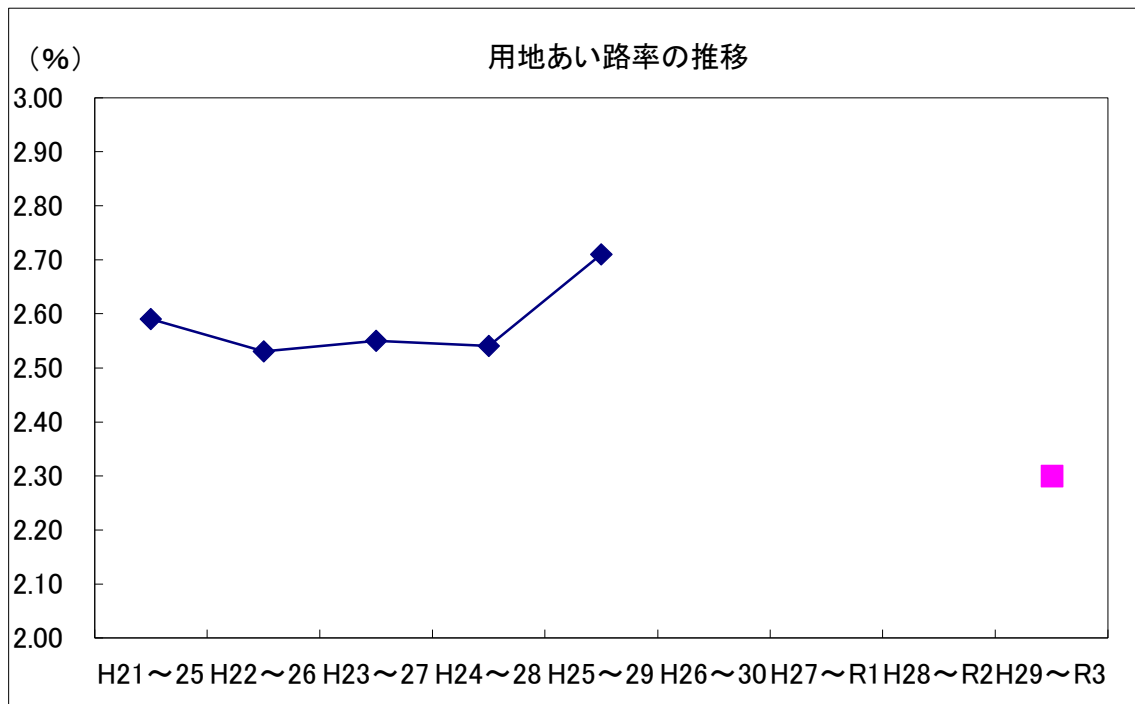
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
2.27%	2.68%	2.77%	2.66%	3.17%	集計中	
H21～H25の平均	H22～H26の平均	H23～H27の平均	H24～H28の平均	H25～H29の平均	H26～H30の平均	
2.59%	2.53%	2.55%	2.54%	2.71%	集計中	



主な事務事業の概要

- 用地補償基準の適正化等に関する検討
 経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。
 - ・建物移転料の標準耐用年数表の見直し（平成30年度予算額：7,006千円）
 - ・建物・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和元年度予算額：7,223千円）
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
 収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
 土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
 収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
 収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。
- 相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
 公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
 所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
 所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は令和元年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年(25～29年度)の平均割合をみると2.71%と目標値を上回り順調であるとは言い難い。

用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうるものであるが、これまでの全体的な傾向は下落の方向にあったことから、現在検討を進めている補償基準等の見直し等により下落傾向に引き戻せれば、目標年度に目標値を達成することも期待できる。

(事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」(平成22年度で予算措置終了)については、22年度より本格的な運用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度～平成29年度の平均割合が2.71%となっており、目標に対して順調に推移しているとは言い難いためBと評価した。

また、あい路の大きな要因の一つである補償額の不満については引き続き課題となっており、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

引き続き、用地取得マネジメントの推進を図るとともに、補償基準等の見直し等により、年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局総務課公共用地室(室長 田中 和氏)

業績指標 118

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率

- ① 道路 (i) 橋梁* (ii) トンネル*
- ② 河川 (i) 国、水資源機構* (ii) 地方公共団体*
- ③ ダム (i) 国、水資源機構* (ii) 地方公共団体*
- ④ 砂防 (i) 国* (ii) 地方公共団体*
- ⑤ 海岸*
- ⑥ 下水道*
- ⑦ 港湾*
- ⑧ 鉄道*
- ⑨ 自動車道*
- ⑩ 公園 (i) 国* (ii) 地方公共団体*
- ⑪ 官庁施設*

評 価			
①道路 (i) 橋梁	A	①道路	目標値：(i) 100% (令和2年度)
(ii) トンネル	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 81% (平成30年度)
			(ii) 53% (平成30年度)
			初期値：(i) - (平成26年度)
			(ii) - (平成26年度)
②河川 (i) 国、水資源機構	-	②河川	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	B		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 89% (平成30年度)
			初期値：(i) 88% (平成26年度)
			(ii) 83% (平成26年度)
③ダム (i) 国、水資源機構	-	③ダム	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 95% (平成30年度)
			初期値：(i) 21% (平成26年度)
			(ii) 28% (平成26年度)
④砂防 (i) 国	-	④砂防	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 100% (平成30年度)
			初期値：(i) 28% (平成26年度)
			(ii) 30% (平成26年度)
⑤海岸	A	⑤海岸	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：71% (平成30年度)
			初期値：1% (平成26年度)
⑥下水道	A	⑥下水道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：100% (平成30年度)
			初期値：- (平成26年度)
⑦港湾	A	⑦港湾	目標値：100% (平成29年度)
			実績値：100% (平成29年度)
			初期値：97% (平成26年度)
⑧鉄道	A	⑧鉄道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：100% (平成30年度)
			初期値：99% (平成26年度)
⑨自動車道	B	⑨自動車道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：52% (平成30年度)
			初期値：0% (平成26年度)

⑩公園 (i) 国 (ii) 地方公共団体	— A	⑩公園	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (平成30年度) (ii) 94% (平成30年度) 初期値：(i) 94% (平成26年度) (ii) 77% (平成26年度)
⑪官庁施設	A	⑪官庁施設	目標値：100% (令和2年度) 実績値：97% (平成30年度) 初期値：42% (平成26年度)

(指標の定義)

- ① (i) 道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者の割合
(道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路橋(2m以上)を管理している道路管理者数)
(ii) 道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者の割合
(道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路トンネルを管理している道路管理者数)
- ② 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合 (%)
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)
(1) : 長寿命化計画を策定済み施設数
(2) : 堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設の総数
個別施設計画を策定した施設数/国・水資源機構・都道府県等が管理する施設のうち主要なものの総数
- ③ 長寿命化計画を作成しているダムの割合 (%)
ダムの長寿命化計画策定率 = (1) / (2)
(1) : 長寿命化計画を策定済みのダム数
(2) : ダム総数
- ④ 砂防堰堤等の砂防関係施設について、長寿命化計画を策定した事業主体数の割合 (%)
砂防関係施設の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)
(1) : 砂防関係施設における個別施設計画の策定数
(2) : 砂防関係事業の実施数
※国は箇所、地方公共団体は都道府県単位
- ⑤ 個別施設計画策定対象の地区海岸数のうち、個別施設計画を策定した地区海岸数の割合
- ⑥ 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数の割合
(分母) 下水道を管理している地方公共団体数
(分子) 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数
- ⑦ 重要港湾以上の港湾における水深7.5m以深の係留施設数のうち、個別施設計画が策定されている係留施設数の割合
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数 / 個別施設計画の策定対象事業者数
- ⑨ 長寿命化計画を策定した自動車道事業者の割合
- ⑩ 国営公園総数及び優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体数のうち、個別施設計画を策定済みの国営公園数及び公園施設長寿命化計画を策定済みの地方公共団体数の割合
- ⑪ 個別施設計画を策定した施設数/各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象とした施設総数

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」等に従い設定。
- ② 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国管理河川については平成28年度まで、地方公共団体管理河川については令和2年度までに主要な河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

- ③本指標は、ダムの点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定するダムの長寿命化計画の策定状況を評価するものである。確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全てのダムについて、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国、水資源機構管理ダムについては平成28年度まで、地方公共団体管理ダムについては令和2年度までに全ダムの策定を目標とする。
- ④本指標は、老朽化の進む砂防関係施設の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する砂防関係施設の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。砂防関係施設について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国は平成28年度までに、地方公共団体は令和2年度までに砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了を目標とする。
- ⑤インフラ長寿命化基本計画に基づき、海岸管理者による維持管理・更新等を着実に推進するため、長寿命化計画策定対象の地区海岸数のうち、長寿命化計画を策定した地区海岸数が令和2年度末時点で100%となる目標を設定。
- ⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、地方公共団体が管理する施設については、令和2年度までに100%とすることを目標に設定。
- ⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定のため長寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに長寿命化計画（個別施設計画）が確実に策定されていることを目標に設定。
- ⑧「インフラ長寿命化基本計画」では、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新を行うことの重要性が掲げられおり、総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を達成する必要があるため、令和2年度までにこれらすべての施設において個別施設毎の長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑨令和2年度までに、全ての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑩個別施設計画の策定状況を把握するために最適な指標であり、定期的に進捗を管理する必要があるため
- (i) 国 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成28年度までに全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標に設定。
 - (ii) 地方公共団体 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、令和2年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。
- ⑪策定対象施設について、令和2年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定したものの。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ①地方公共団体等（事業主体）
- ②独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ④地方公共団体
- ⑤農林水産省、地方公共団体等
- ⑥地方公共団体（事業主体）
- ⑦地方公共団体等（事業主体）
- ⑧鉄軌道事業者
- ⑨自動車道事業者（事業主体）
- ⑩地方公共団体（事業主体）
- ⑪各省各庁（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

- 基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。（第Ⅱ．二．テーマ3（2）①Ⅱ）○インフラ長寿命化基本計画の策定）
- ・日本再興戦略改訂 2014（平成26年6月24日）
インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第Ⅱ．二．テーマ3（3））
 - ・日本再興戦略改訂 2015（平成27年6月30日）
インフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第Ⅱ．二．テーマ3（3））
 - ・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日）
安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそのため体制整備等を進める。（第3章3．（2）②）
 - ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成26年6月24日）
「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。（第3章2．（2））
 - ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日）
社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。（第3章5〔2〕）
 - ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成28年6月2日）
社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。（第2章2（5））
 - ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）
施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。（第3章2．（横断的分野の推進方針（2））

【閣決（重点）】

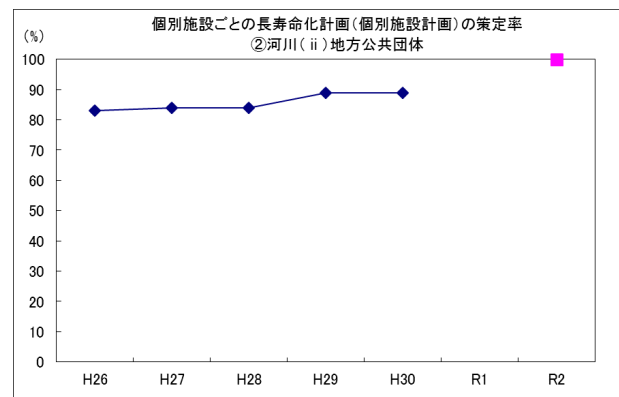
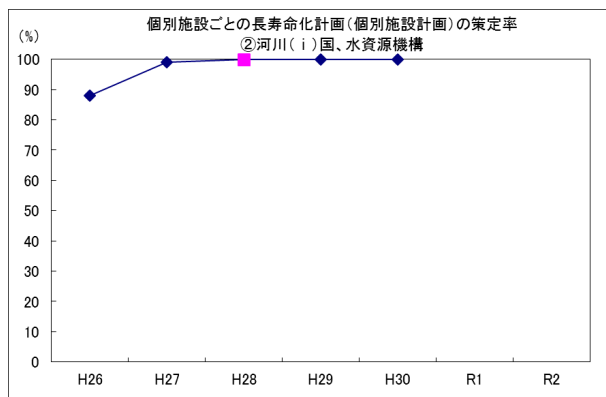
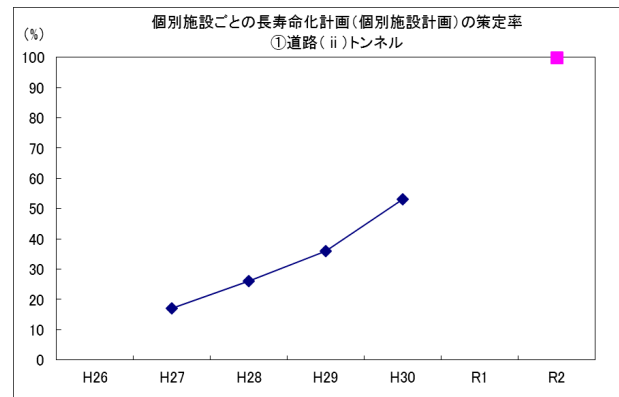
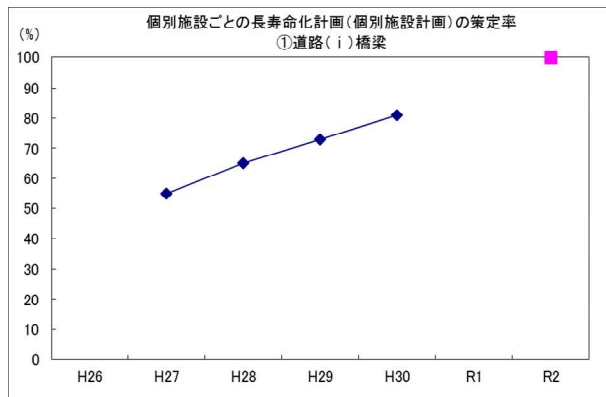
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

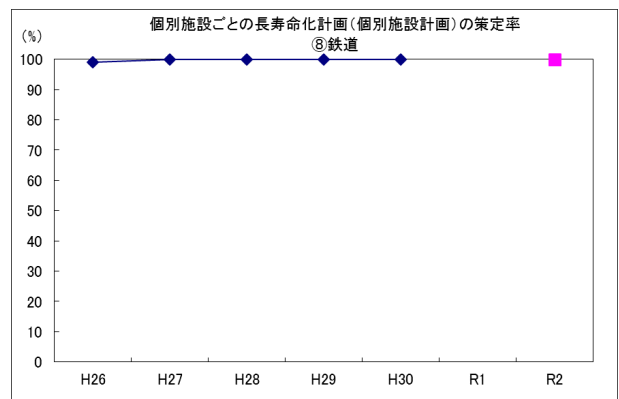
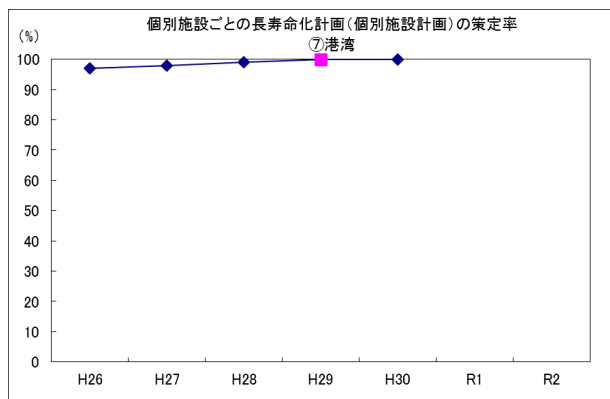
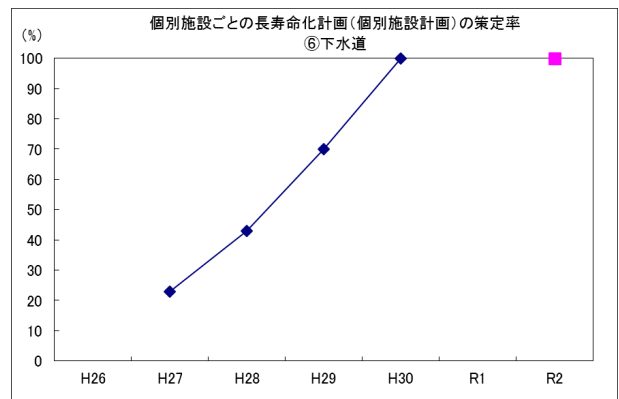
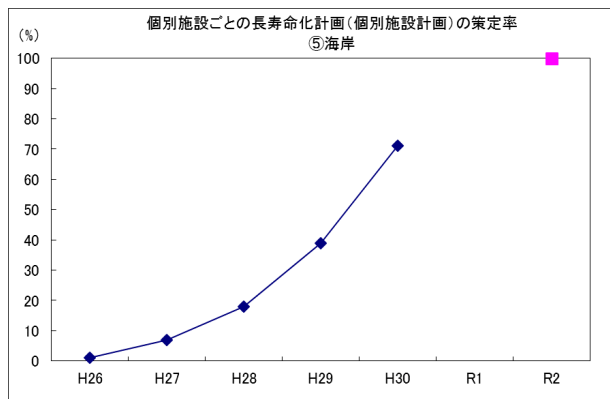
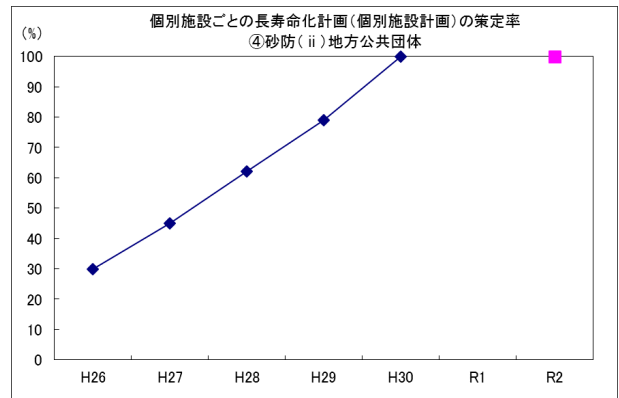
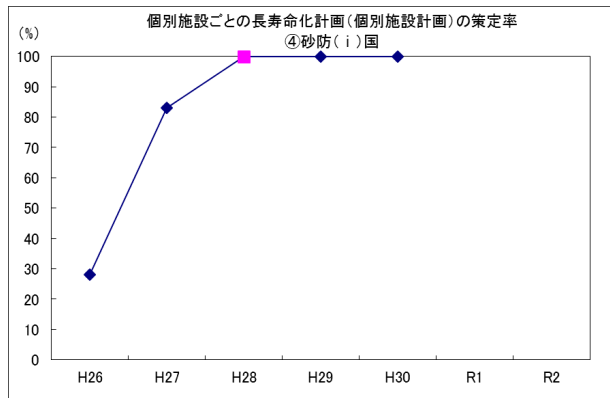
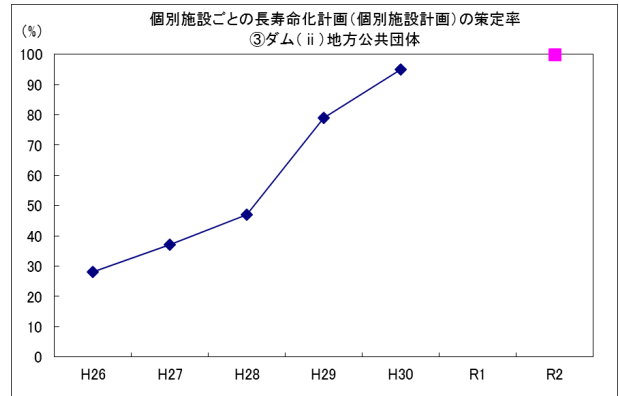
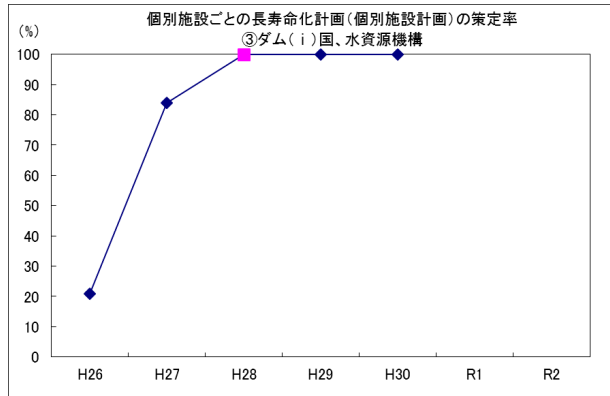
【その他】

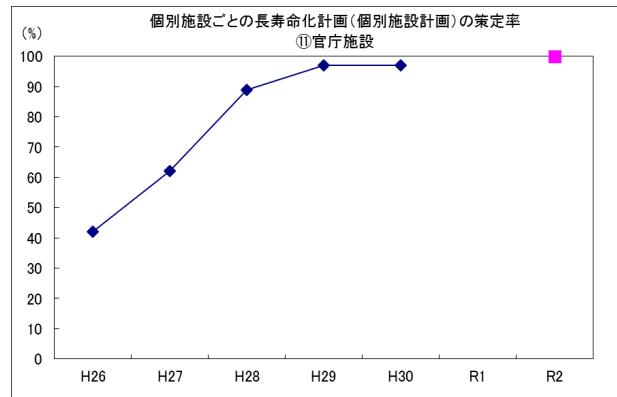
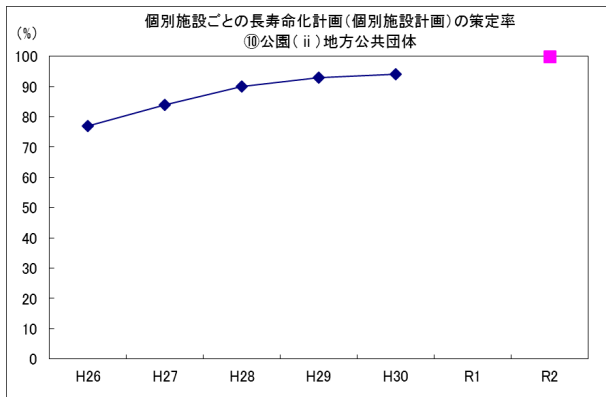
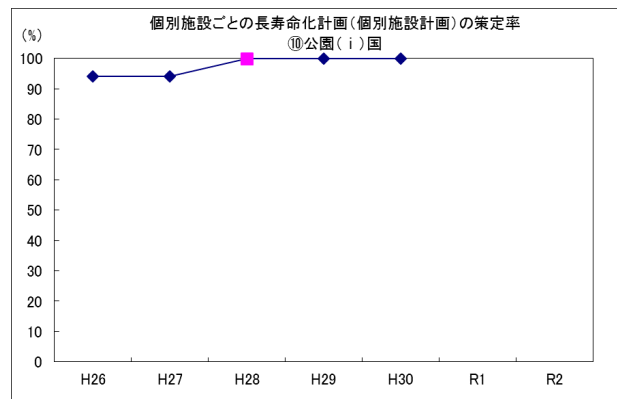
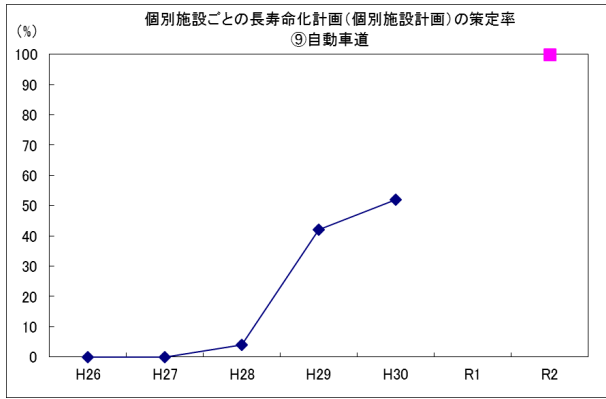
- ・インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）
- ・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月21日）

過去の実績値①					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) —	(i) 55%	(i) 65%	(i) 73%	(i) 81%	
(ii) —	(ii) 17%	(ii) 26%	(ii) 36%	(ii) 53%	
過去の実績値②					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) 88%	(i) 99%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	
(ii) 83%	(ii) 84%	(ii) 84%	(ii) 89%	(ii) 89%	
過去の実績値③					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) 21%	(i) 84%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	
(ii) 28%	(ii) 37%	(ii) 47%	(ii) 79%	(ii) 95%	

過去の実績値④ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
(i) 28%	(i) 83%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 30%	(ii) 45%	(ii) 62%	(ii) 79%	(ii) 100%
過去の実績値⑤ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1%	7%	18%	39%	71%
過去の実績値⑥ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
—	23%	43%	70%	100%
過去の実績値⑦ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
97%	98%	99%	100%	100%
過去の実績値⑧ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
99%	100%	100%	100%	100%
過去の実績値⑨ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
0%	0%	4%	42%	52%
過去の実績値⑩ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
(i) 94%	(i) 94%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 77%	(ii) 84%	(ii) 90%	(ii) 93%	(ii) 94%
過去の実績値⑪ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
42%	62%	89%	97%	97%







主な事務事業等の概要

① 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う (◎)

- ・インフラ長寿命化基本計画に基づき、各社会資本の管理者は、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画としての行動計画を平成28年度までに策定し、同行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに策定する。
- ・これらの計画に基づいて、施設の点検・診断を実施し、その結果により、例えば、緊急措置が必要な道路施設について、応急措置等を実施した上で、修繕、更新、撤去のいずれかを速やかに決定し、その実施時期を明確化するなど、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

予算額：

道路整備費16,602億円(国費)、社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)、防災・安全交付金10,947億円(国費)等の内数(平成27年度)

道路事業費16,637億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)、防災・安全交付金11,002億円(国費)等の内数(平成28年度)

道路事業費16,662億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,940億円(国費)、防災・安全交付金11,057億円(国費)等の内数(平成29年度)

道路事業費16,677億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,886億円(国費)、防災・安全交付金11,117億円(国費)等の内数(平成30年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

国、地方公共団体が、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することにより、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤海岸保全施設の適切な維持管理の推進（◎）

海岸保全施設において、予防保全型の効率的・効果的な維持管理を推進し、背後地のより確実な防護と既存ストックの有効活用によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、海岸保全施設の老朽化状況を把握するとともに、長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく効率的な老朽化対策を推進する。

予算額：防災・安全交付金 11,002億円（平成28年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金 11,057億円（平成29年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金 11,117億円（平成30年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥下水道施設の老朽化対策の推進（◎）

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,940億円の内数（平成29年度）

8,886億円の内数（平成30年度）

防災・安全交付金予算額 11,057億円の内数（平成29年度）

11,117億円の内数（平成30年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

予算額：

港湾整備事業費2,317億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,986億円の内数（平成28年度）

港湾整備事業費2,321億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,997億円の内数（平成29年度）

港湾整備事業費 2,328 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 20,003 億円の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和 2 年度までに全ての事業者において策定。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施（◎）

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：

社会資本整備総合交付金 8,886 億円、防災・安全交付金 11,117 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 579 億円の内数（平成 30 年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,940 億円、防災・安全交付金 11,057 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670 億円の内数（平成 29 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設計画ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和 2 年度までに策定する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①業績指標の実績値については、平成 30 年度において、道路橋で 81%、道路トンネルで 53%となっており、順調である。

②（i）国、水資源機構が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、平成 28 年度に目標達成済み。
（ii）一部進捗が遅れている箇所があり、目標に近い実績を示していない。

地方公共団体が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（技術）
- ・堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の策定（技術）
- ・河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの策定

などの従来の取組に加え、今年度より、河川維持管理会議に「河道および河川管理施設の長寿命化研究班」を立ち上げ、諸課題の解決や、目標達成に向けた取組支援等必要な措置を行うことにより、目標年度に目標値の達成が期待される。

③（i）国、水資源機構管理ダムの長寿命化計画については、平成 28 年度に目標達成済み。

（ii）順調である。

地方公共団体管理ダムの長寿命化計画について、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・ダム総合点検実施要領の策定
- ・ダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕の策定
- ・ダム長寿命化計画の作成例の作成

などの取り組みにより、実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

- ④ (i) 国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。
(ii) 地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成30年度に目標達成済み。
- ⑤平成28年度の実績値は18%であったが、平成30年度においては71%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ⑥順調である。平成30年度に目標達成済。
- ⑦目標年度である平成29年度に目標値を達成。
- ⑧平成26年度の実績値は99%であり、平成27年度以降の実績値は100%である。
- ⑨平成28年度の実績値は4%であったが、平成30年度においては52%となっており、目標達成に向けておおむね順調に推移している。
- ⑩国営公園においては、平成28年度に目標値を達成した。
地方公共団体については、平成30年度時点で順調に増加している。
- ⑪平成30年度の実績値は97%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

- ①引き続き、個別施設計画に基づき、施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。
- ②平成24年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定に関する通知を送付。
平成28年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について通知を送付。
平成29年度、「全国河川維持管理会議」を開催。
- ③平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付。
平成25年度、全国に対してダム of 長寿命化計画策定について通知を送付。
- ④平成26年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を作成。
平成26年度、『砂防関係施設点検要領(案)』を作成。
平成30年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を改定。
平成30年度、『砂防関係施設点検要領(案)』を改訂。
- ⑤海岸保全施設の維持管理に関する予算については、適切に確保できている状況であり、海岸保全施設の適切な維持管理に取り組んでいるところである。
- ⑥平成27年度に、維持修繕基準や新たな事業計画等を定めた改正下水道法の施行に併せ、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象とした「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」を公表した。
平成28年度に、計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、新たな予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設した。
平成26年度予算要求に係る政策アセスメント「No6. 下水道老朽管の緊急改築推進事業」については、平成28年度予算要求に係る政策アセスメント「No5. 下水道ストックマネジメント支援制度の創設」へと変更し、中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数は平成30年度に100%を達成した。
- ⑦平成29年度に各施設長寿命化計画策定率の目標値である100%を完了。
- ⑧個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。

⑨平成29年3月に長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知した。
平成30年度の実績値は52%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。

⑩地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成30年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

⑪対象となる各省各庁が所管する9,115施設のうち8,842施設で策定が完了している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 業績指標の実績値については、平成30年度において、道路橋で81%、道路トンネルで53%となっており、順調に推移していることから、Aと評価した。
引き続き、令和2年度までの目標値100%に向け、「道路メンテナンス会議」等を活用し、各道路管理者と情報共有等を図りつつ、着実に個別施設計画を策定していく。
- ② 国管理河川においては平成28年度に目標を達成している。
地方公共団体管理河川については、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
また、地方公共団体管理河川の目標達成に向けた取組みとして、
 - ・平成26年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の状態把握をするための点検を支援するため、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を策定
 - ・平成27年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検結果の評価を支援するため、「堤防及び護岸点検結果評価要領（案）」及び「樋門・樋管点検結果評価要領（案）」（平成28年3月に「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（案）」に統合）を策定
 - ・中小河川の河川維持管理の維持管理技術の向上や基準類の充実等を図るための「全国河川維持管理会議」等を開催し、積極的に支援。
 - ・平成29年3月に長寿命化計画の策定が進むよう支援するため、「河川構造物の長寿命化計画策定の手引き」を策定
 - ・社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援などの従来の取組に加え、今年度より、河川維持管理会議に「河道および河川管理施設の長寿命化研究班」を立ち上げ、諸課題の解決や、目標達成に向けた取組支援等必要な措置を行う。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、目標年度に目標値の達成が期待される。
- ③ 国、水資源機構管理ダムにおいては平成28年度に目標を達成している。地方公共団体管理ダムについては、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値の達成が見込まれるため、Aと評価した。
また地方公共団体管理ダムの目標値達成に向けた取組みとして、
 - ・平成25年10月に効率的・効果的なダムの総合点検を実施するため、手順等について実施例を交え「ダム総合点検実施要領・同解説」として策定
 - ・平成27年5月には長寿命化計画の作成例を作成
 - ・平成28年3月に定期検査の適切な実施に資するダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕を策定
 - ・定期検査及び総合点検にあたっては専門家の派遣や専門知識の提供等、積極的な支援
 - ・社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援などを実施しているところ。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や定期検査・総合点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、今後も、実績値が上昇する予定であり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。
- ④ 国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成している。
地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成30年度に目標達成している。
- ⑤ 平成30年度の実績値は約71%であり、平成29年度に比べて大きく増加しており、着実な進捗を示していると言えるため、Aと評価した。
- ⑥ 当指標は平成30年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑦ 業績指標について、目標値である100%を達成したため、Aと評価した。
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。

- ⑨ 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率が平成30年度の実績値で52%となっているが、目標には未達のため、Bと評価した。
自動車道事業者による計画の策定を円滑にするため、作成例を平成29年3月に送付したが、目標達成に向け、今後は事業者団体の研修会等を通じて協力を求めるとともに、保安監査の際に長寿命化計画の策定方法を指導する等、更なる計画策定の支援・推進を図ることとしており、目標年度から相当な期間を要さず目標達成が可能と考えられる。
- ⑩ 業績指標は、国営公園では目標値を達成した。地方公共団体については、平成28年度時点において前述のとおり、本業績指標は順調に増加していることから、Aと評価した。
今後も公園施設の長寿命化計画策定に係る支援を実施していくこととする。
- ⑪ 官庁施設における個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率は実績値が97%であり、順調に推移しており、Aと評価し、引き続き策定の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室
総合政策局公共事業企画調整課、総合政策局社会資本整備政策課

- ①道路局国道・技術課（道路メンテナンス企画室長 松本 健）
- ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長 高村 裕平）
- ③水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（課長 高村 裕平）
- ④水管理・国土保全局砂防部保全課（課長 山口 真司）
- ⑤水管理・国土保全局海岸室（室長 小島 優）、港湾局海岸・防災課（課長 杉中 洋一）
- ⑥水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 松原 誠）
- ⑦港湾局技術企画課港湾保全政策室（課長 遠藤 仁彦）
- ⑧鉄道局施設課（課長 杉野 浩茂）
- ⑨自動車局総務課企画室（室長 星 明彦）
- ⑩都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
- ⑪大臣官房官庁営繕部計画課（課長 秋月 聡二郎）

関係課：①道路局環境安全・防災課（課長 渡辺 学）、道路局高速道路課（有料道路調整室長 淡中 泰雄）
⑪大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長 伊藤 誠恭）

業績指標 119

現場実証により評価された新技術数

評価

A	目標値：200件（平成30年度） 実績値：300件（平成30年度） 初期値：70件（平成26年度）
---	---

(指標の定義)

現場実証を行っている技術のうち評価された新技術数

(目標設定の考え方・根拠)

新技術の導入・促進を加速させることを目的に、実績等を勘案し数値目標を設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

※第2節 重点目標と政策パッケージ

1. 重点目標1：社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う

政策パッケージ1-2：メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化

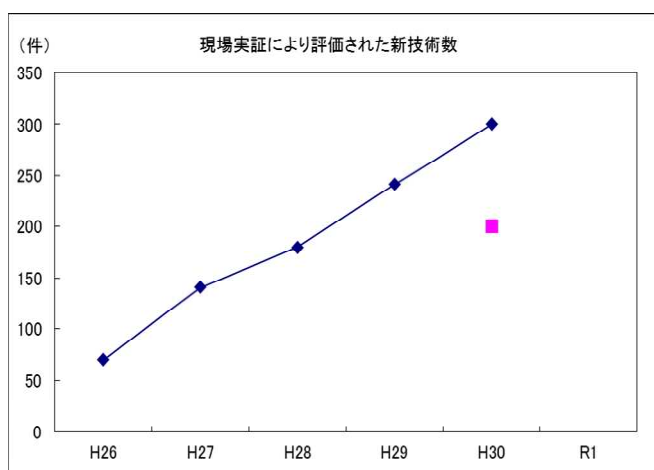
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
70件	141件	180件	241件	300件



主な事務事業等の概要

社会資本のモニタリング技術については、管理ニーズの体系的整理、管理ニーズと技術シーズのマッチングを行った上で、異分野の技術も含めて施設ごとに現場を活用して実証実験を実施し、耐久性・安全性・経済性等の検証、得られたデータと施設の状態との関係の分析等を通じて、管理ニーズからみた有効性を明らかにすることにより、技術研究開発を促進。

ロボット技術については、現場ニーズと異分野技術を含めた技術シーズのマッチングを行い、民間や大学等のロボッ

トを公募し、現場での検証・評価を通じて、有用なロボットを国土交通省が実施する事業の現場へ先導的に導入することにより、技術研究開発を促進。

平成 30 年度予算額：モニタリング技術の開発・活用検討経費 19,060 千円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

現場実証された新技術数は平成 26 年度以降着実に伸び、平成 30 年度時点で 300 件であり、目標年度の平成 30 年度において目標値の 200 件を達成している。

(事務事業等の実施状況)

次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、平成 29 年度までにトンネル・橋梁の維持管理の現場実証を完了済みである。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、平成 30 年度までに橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の 5 分野で、現場実証を完了済みである。NETIS についてはテーマ設定型の技術公募・現場実証を継続して行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年度実績で 300 件であり、目標年度の平成 30 年度において目標値の 200 件を達成しているため、A 評価とした。当該業績指標のアウトカムは達成したため、本業績指標は廃止する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房 技術調査課 岡村 次郎
総合政策局 技術政策課 金子 純蔵
総合政策局 公共事業企画調整課 森戸 義貴